

令和6年度 重点事業調書

（子ども・福祉部）

1 少子化対策総合推進事業	・ ・ ・ ・ 2
2 子ども・子育て支援環境の充実 （保育人材の確保）	・ ・ ・ ・ 8
3 子ども虐待防止総合強化事業	・ ・ ・ ・ 12
4 困難な問題を抱える女性支援事業	・ ・ ・ ・ 16
5 発達障害のある人のトータルライフ支援事業	・ ・ ・ ・ 20
6 障害者差別解消・共生社会啓発事業	・ ・ ・ ・ 24
7 農福連携サポートセンター機能強化事業	・ ・ ・ ・ 26
8 難聴児の早期発見と切れ目のない支援の推進	・ ・ ・ ・ 28
9 介護生産性向上推進総合事業	・ ・ ・ ・ 32

（保健医療部）

1 おかやまママ安心サポート事業	・ ・ ・ ・ 36
2 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築	・ ・ ・ ・ 40

重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども未来課 保健医療部健康推進課、医療推進課 県民生活部人権・男女共同参画課 産業労働部労働雇用政策課			
重点事業の名称		少子化対策総合推進事業			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	2 結婚・妊娠・出産応援プログラム		3 子育て支援充実プログラム	
	施策	1 重点社会全体で結婚、妊娠、出産を応援する気運の醸成 2 重点若い世代の結婚の希望をかなえる環境の整備 3 重点切れ目ない母子保健等の推進 4 推進若者のライフデザイン構築支援 5 推進仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の意識の醸成		1 重点地域ぐるみの子育て支援 3 重点社会全体で子育てを応援する気運の醸成	
第2期 創生 戦略	基本目標	1 若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえる			
	対策	1 若い世代の希望をかなえる少子化対策の推進(自然減対策)			
	政策パッケージ	1-① 次世代育成に向けた気運の醸成 1-② 結婚の希望をかなえる環境づくり 1-③ 妊娠・出産の希望がかなう環境づくり 1-④ 子育て支援の充実			
終期設定(年度)	R8	予算区分	一般	事項名	子どもを健やかに生み育てる活動推進費等
現状、課題、必要性	【現状】				
	・本県の令和4年の合計特殊出生率は1.39である。(中国5県で最低) ・令和5年度県民満足度調査において、「若い世代の出会い、結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境になっている」の項目は、20ある調査項目の中で、満足度が最下位である一方、重要度は第6位である。 ・県内の男性育休取得率が13.4%(令和3年度)にとどまる中、国が策定した「こども未来戦略方針」において、令和7年に50%、令和12年に85%とする目標が掲げられた。				
	【課題】				
	・合計特殊出生率が上がらない要因として、「未婚女性の増加」があげられる。平成30年度県民意識調査では、結婚したくてもできない理由として、「適当な相手と出会わないため」という理由が最も多くなっている。このほかの要因として、「女性が産む子どもの数の減少」があげられ、背景には身体的（不妊・年齢）、心理的（家族が非協力、不安）、経済的、環境的（子育て環境が整っていない等）な課題がある。 ・子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりには、企業と連携した取組が不可欠であり、令和5年度に実施した県内企業の子育て支援に関する調査では、9割を超える事業所が「子育て支援に取り組むべき」と回答しているが、実際に積極的に取り組んでいる事業所は多くない。				
現状、課題、必要性	【必要性】				
	・他県や市町村、民間など様々な主体との連携により、中・長期的な視点で、結婚から、妊娠・出産、子育てまで、ライフステージに応じた支援に取り組む必要がある。 ・結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、出生率を向上させるため、「女性の育児負担軽減と男性の育児参画促進に向けた子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくり」、「出産・子育ての前段階となる結婚への支援」、「若い世代の結婚・子育てへの関心や実感につながる情報提供」、「社会全体で結婚や子育てを応援する雰囲気づくり」に、特に注力する必要がある。 ・県内企業の子育て支援に関する調査では、行政に対して「他の企業の取組事例の紹介」「取組企業の積極的PRによるイメージアップ」「企業活動へのインセンティブの付与」を求める声が一定数みられる。また、子育て支援の取組状況には、経営者の意識や社風が大きく影響していることから、取組状況に応じた支援や経営者等の意識改革が必要である。				

I 企業とのタイアップ

1 **新規**働きやすい・安心して子育てできる職場づくり応援事業

(1) **経営者等の意識醸成推進事業**《18,529千円》

経営者等が子育て支援に、より前向きに取り組む意識を醸成するため、シンポジウム等を実施する。

(2) **企業版子育て支援情報展開事業**《10,156千円》

子育て支援の取組が進んでいない企業を後押しするため、ポータルサイトや優良事例集（産業労働部と共同作成）により、国や自治体の支援制度の情報提供や、優良事例の横展開を図る。

(3) **子育て応援宣言企業等取組推進事業**《16,150千円》

子育て支援に取り組んでいる企業の、さらなる取組推進のため、「子育て応援アワード」を創設するとともに、アドバンス企業のメリットや情報発信を強化する。

2 **新規**“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業《108,056千円》（県民生活部）

企業に対し、男性の育休取得期間に応じた奨励金を支給するとともに、男女ともに育休を取得しやすい組織風土となるよう経営層や管理職等の意識改革のためのセミナーを実施する。また、子育てと仕事の両立支援や女性活躍推進に、特に積極的に取り組む企業への奨励金加算を行う。

3 **新規**若者と企業リーダーとの交流事業（再掲）（産業労働部）

大学生や県内企業の若手社員等の若者と企業の経営者等が、働き方改革等の関心事項をテーマに意見交換等を行うとともに、その概要を県内企業等に周知する。

II 結婚の“壁”対策

4 **拡充**おかやま出会い・結婚サポートセンター事業《117,465千円》

おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運営する。縁むすびネットの利便性向上のためのシステム改修や登録「無料」キャンペーン、成婚記念プレゼントキャンペーンを実施するとともに、結婚支援ボランティアのスキルアップ講座の充実等を行う。

5 **おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業**《23,284千円》

(1) **新規**応援アンバサダーの就任《4,000千円》 終期：R6

応援アンバサダーを選任し、就任式等のイベントを実施し、結婚の気運醸成を図る。

(2) **拡充**企業等との連携事業《2,200千円》 終期：R7

企業や他県との連携や、地域資源を活用したイベント等により、出会いの機会を提供するとともに、結婚に向けた気運の醸成を図る。

(3) **拡充**戦略的広報活動事業《17,084千円》 終期：R6、R8

「おかやま縁むすびネット」HP改修のほか、PR動画作成、インターネットや新聞を活用した広告等、多様な媒体を活用して、縁むすびネットの会員加入促進及び結婚気運の醸成に向けた効果的な周知・広報を行う。

6 **新規**結婚応援パスポート事業《11,475千円》

新婚夫婦や結婚を希望するカップルが、協賛店舗に提示することで特典を受けられる「おかやま結婚応援パスポート」アプリを構築・運用するとともに、利用促進イベントを実施する。

III 空気感の醸成

7 **新規**結婚、出産、子育て応援キャンペーン事業《12,826千円》 終期：R6

結婚、出産、子育てを後押しするため、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。

・こどもまんなかマナーアップ県民運動 ・子育て家庭留学 等

8 **新規**同窓会等開催支援事業《10,000千円》

同窓会開催経費の補助や、出会いイベントの実施または開催経費の補助を行う市町村に対して、経費の一部を支援する。

IV ライフステージに応じた切れ目のない支援

【ライフデザイン構築支援】

9 **赤ちゃんふれあい感動！体験等事業**《380千円》 終期：R7（保健医療部）

中学生等が、赤ちゃんや母親等と直接ふれあう体験を通じ、男女ともに子どもを生み育てていく喜び、重みについて理解を促す機会を提供する。

10 **未来のパパ&ママを育てる出前講座等推進事業**《4,112千円》 終期：R7（保健医療部）

講師を派遣し、中・高校生向けに妊孕性に関する出前講座を開催する。また出前講座講師養成のための研修や講師のフォローアップ研修を行う。

11 結婚・子育てライフデザイン講座事業《2,384千円》 終期：R6

子育て中の方とのワークショップや企業の子育て支援の紹介等を取り入れたライフデザイン講座をモデル事業として開催する。

【妊娠・出産支援】

12 風しん抗体検査助成事業《9,560千円》 終期：R6 （保健医療部）

主として先天性風しん症候群の予防のため、予防接種が必要である者を効率的に抽出するための抗体検査を医療機関で実施し、検査費用を助成するとともに、事業周知や風しんに関する正しい知識の普及啓発を行う。
（岡山市、倉敷市は事業を別途実施）

13 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業《17,813千円》 終期：R6 （保健医療部）

小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療について、経済的負担を軽減し、有効性等エビデンスの集積を進めつつ、将来子どもを持つことの希望を繋ぐため、費用の一部を助成する。
（国費1/2、県費1/2）

14 新規おかやまママ安心サポート事業（再掲）（保健医療部）

地域の実情に応じた持続的な妊娠・分娩、母子保健等のセーフティネットの整備等を通じ、妊娠・出産・子育てを「オールおかやま」で支える体制を構築し、安心して生み育てられる魅力ある地域づくりを進める。

- ・おかやまママ安心サポート協議会運営事業
- ・少子化社会に対応する妊娠・出産・子育て地域モデル構築事業
- ・小児救急電話相談（＃8000）及び家庭の看護力強化事業
- ・産後ケア事業の実態調査事業
- ・新生児聴覚検査機器購入補助事業

【子育て支援】

15 ももっこカード利用促進事業《10,163千円》 終期：R7

子育て応援パスポート「ももっこカード」アプリを運用することにより、利用者の利便性を向上させるとともに、利用促進イベントを行い、利用者及び協賛店舗の拡大を図る。

16 拡充おかやま子育て応援宣言企業活性化事業《3,985千円》 終期：R7

おかやま子育て応援宣言企業制度の更なる活性化に向け、登録企業の訪問指導等により取組向上を図る。

17 パパ・グランパ・グランマカアップ事業《2,826千円》 終期：R7

新たにパパになる方等を対象に、男性育休の取得促進等を図る研修会を実施する。また、子育て応援BOOK（パパ編、グランパ・グランマ編）を作成・配布する。

18 地域の子育て応援事業《3,956千円》 終期：R7

ももっこステーションや子育てカレッジを中心に、子育てイベントを開催し、子育て家庭の交流、子育て支援団体の連携を図り、子育てを楽しむ環境をつくる。

V 市町村との連携

19 拡充少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業《38,549千円》

各地域の実情に応じたオーダーメイド型での効果的な少子化対策を推進するため、国の少子化対策地域評価ツールを活用して、市町村の現状分析から課題の把握、対策の検討、事業実施まで、2年間にわたり人的、財政的に伴走支援を行う。（3クールで実施）

20 新規少子化分析市町村支援事業《14,140千円》 終期：R6

令和5年度に実施した県民意識調査結果の要因分析及びビジュアル化、平成28年度に作成した「合計特殊出生率見える化分析」の改訂、出生率シミュレーター作成により、少子化に係る地域評価指標（主観的・客観的）を最新データ化・見える化し、市町村がより精度の高い施策検討を行えるよう支援する。

VI 次期子どもプランの策定

21 新規岡山いきいき子どもプラン2025(仮称)策定事業《4,371千円》 終期：R6

都道府県子ども計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画等に位置付けられる「岡山いきいき子どもプラン2025(仮称)」を策定し、冊子等を作成する。

22 新規子どもが主役プロジェクト《550千円》

子どもの意見を、次期岡山いきいき子どもプラン策定や事業実施に活かすため、子どもを対象としたアンケートを実施する。

事業の意図
効果等

【意図】

- ・企業経営者の意識改革や、企業の取組の後押し、積極的に取り組む企業へのメリット供与等により、男女ともに安心して子育てをしながら仕事ができる職場環境づくりを進める。
- ・結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の機能強化や利用促進、結婚の気運醸成、多彩な催しによる出会いの場の提供、新婚生活・カップルの応援により、出会い・結婚への関心を後押しするとともに、結婚の希望をかなえるための支援を強化し、さらなる成婚数増加を図る。
- ・若い世代の気持ちに届く情報・機会の提供や、結婚・子育てを応援するキャンペーンの実施により、若い世代の結婚・子育てへの関心や実感につなげるとともに、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成を図る。
- ・少子化対策に意欲的に取り組む市町村への支援や、地域の現状把握や分析を行うツールの整備・普及により、市町村による地域の実情に応じた効果的な少子化対策の実施を推進する。

【効果】

- ・「子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりの推進」や、「結婚を前向きに捉えるとともに結婚の希望をかなえるための支援の強化」、「結婚・子育てに対する不安の解消」、「社会全体で子どもや子育てを温かく受け入れる雰囲気づくり」、「地域の実情に応じた少子化対策の推進」等により、子どもを健やかに生み育てるための環境を整え、合計特殊出生率の向上につなげる。

事業目標

事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等	現状値	目標値	差
7、19、20	生き活き合計特殊出生率	1.39 (R4)	1.52 (R6)	0.13
4、5	生き活きおかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	444組 (R4)	500組 (R6)	56組
10	生き活き妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	55.6% (R4)	70.0% (R6)	14.4%
15	ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）の新規協賛店舗数（岡山いきいき子どもプラン2020）	年70店舗 (R4)	年100店舗	30店舗
1、2、16	生き活きおかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」認定数	104社 (R4)	150社 (R6)	46社
2	男性の育児休業取得率	13.4% (R3)	60.0% (R8)	46.6%

事業費の見積もり

区 分		R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額
事業費(単位：千円)		189,879	440,730	332,475	295,162	
財源内訳	国 庫	25,866	132,735	67,281	61,169	
	起 債					
	その他特定財源					
	一 般 財 源	164,013	307,995	265,194	233,993	

少子化対策総合推進事業

出生数に響かせるため
特に注力する！

視点①

✓子育てしながら働ける環境が重要

企業とのタイアップ！

【現状・課題】

子育てと仕事の両立が難しい(女性に負担が偏っている、男性の育児参加が不十分)

【施策の方向性】

男女ともに、安心して、子育てしながら働ける職場環境づくりを、企業と一緒に進める

新働きやすい・安心して子育てできる職場づくり応援事業
・経営者等の意識醸成推進事業
・企業版子育て支援情報展開事業
・子育て応援宣言企業等取組推進事業

新“男性育休が当たり前の社会へ”男性育児休業取得等促進事業

新若者と企業リーダーとの交流事業

視点②

✓少子化のそもそものネックの解消

結婚の壁対策！

【現状・課題】

子どもを持つ前の「結婚」がハードル
未婚化・晩婚化の一方で、結婚を希望する人は多い

【施策の方向性】

様々な手法やツールにより、出会い・結婚への関心を後押しし、希望が叶うよう支援を強化する

拡おかやま出会い・結婚サポートセンター事業

拡おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業
・応援アンバサダー
・企業等との連携
・戦略的広報

新結婚応援パスポート事業



視点③

✓結婚・子育てに対する前向きな意識づくりが必要

空気感の醸成！

【現状・課題】

若い世代の結婚・子育てへの関心や実感につながるような情報が少ない
社会全体で応援する意識や環境が十分ではない

【施策の方向性】

若い世代に直接情報を届け、前向きに考えられる機会を提供する
社会全体の意識醸成・環境整備を進める

新結婚、出産、子育て応援キャンペーン事業

・こどもまんなかマナーアップ県民運動

・子育て家庭留学

新同窓会等開催支援事業



中・長期的な視点で
継続して取り組む！

ライフステージに応じた切れ目のない支援

≪ライフデザイン構築支援≫

- 赤ちゃんふれあい感動！体験等事業
- 未来のパパ&ママを育てる出前講座等推進事業
- 結婚・子育てライフデザイン講座事業

≪妊娠・出産支援≫

- 風しん抗体検査助成事業
- 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

新おかやまママ安心サポート事業

≪子育て支援≫

- ももっこカード利用促進事業

拡おかやま子育て応援宣言企業活性化事業

- パパ・グランパ・グランマ力アップ事業
- 地域の子育て応援事業

市町村との連携を密にして
課題に対応する！

拡少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業

新少子化分析市町村支援事業

今後5年間の計画
次期子どもプランを策定！

新岡山いきいき子どもプラン2025(仮称)策定事業

新子どもが主役プロジェクト



重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども未来課			
重点事業の名称		子ども・子育て支援環境の充実（保育人材の確保）			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	3 子育て支援充実プログラム			
	施策	2 重点 乳幼児期における教育・保育の充実			
第2期 創生 戦略	基本目標	1 若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえる			
	対策	1 若い世代の希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）			
	課題パッケージ	1-④ 子育て支援の充実			
終期設定(年度)		R8	予算区分	一般	事項名 子ども・子育て支援新制度等事業費
現状、課題、必要性	【現状】 ・待機児童数は年々減少している（R5：56人）ものの、解消には至っていない。また、特定の保育所等を希望するなどの理由で、国が定める待機児童の定義に該当せず、計上されていないものも多い。 ・県内保育士養成施設卒業生（有資格者）の保育施設への就職率は約6割（県内保育施設への就職率は約4割）に留まっている。 ・医療的ケア児や発達障害児など、特別な支援を必要とする子どもの受入れや、国の「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設の動きなど、保育ニーズが多様化している。 ・子どもの車内への置き去り死亡事故や不適切な保育事例が全国的に発生していることにより、責任の重さや業務負担の大きさなど、保育の仕事に対するマイナスイメージが印象づけられている。 【課題】 ・待機児童が発生している市町村によると、待機児童解消に向けた最大の課題は保育士確保であり、特に県北エリア、県西エリアにおいては、保育士確保が非常に困難な状況にある。 ・県内保育士養成施設卒業生に保育現場の現状を正確に理解してもらった上で、就職を判断してもらう必要がある。 ・医療的ケア児や障害児の保育所等への受入れなど、多様な保育ニーズへの対応に当たっても、保育士確保が課題となり、さらに保育の質や専門性の向上を図る必要もある。 【必要性】 ・保育士不足の解消のためには、賃金の改善だけでなく、ICT導入や保育士をサポートする人材の配置により、保育士の負担軽減を図る必要がある。また、潜在保育士の就職支援や県内保育士養成施設卒業生の県内保育施設への就職促進、さらに現任保育士の離職防止のための就業継続支援が必要である。 ・多様な保育ニーズに対応するため、受入体制の整備等に取り組む必要がある。 ・子どもの人権への配慮など、保育の質や専門性の向上を図るための研修を通じて、さらなる人材育成に取り組む必要がある。				
	1 拡充保育人材確保等対策強化《40,804千円》 (1) 新規市町村と連携した広域的な保育士確保 保育の実施主体である市町村と連携し、保育士確保の取組を強力に推進する。 ・県民局エリア単位での大規模就職面接会の開催 ・保育職場等体験ツアーの開催 ・保育職場インターンシップへの経費支援 ・市町村の保育士募集支援 ・市町村との連携体制の強化（県と市町村の連携推進会議の開催） (2) 拡充就職支援事業 終期：R7 保育士・保育所支援センターにおいて就職支援員を1名増員し、求職者の職場見学に同行するなど復職に向けた伴走支援に取り組むとともに、潜在保育士の掘り起こしと就業支援等に取り組む。また、保育の仕事イメージアップ広報や、保育士・保育所支援センターの登録者数の増加に向けた取組を強化する。 (3) 拡充職場環境改善事業 終期：R7 保育施設の管理者向けの職場環境改善セミナーや若手保育士を対象とした交流会の開催などにより、現任保育士の離職防止を図る。また、保育施設の実情に応じ、専門家による現場指導等を行い、さらなる職場環境の改善を図る。				

事業内容	2 拡充保育体制の整備《67,697 千円》 (1) 新規保育士の負担軽減 保育士の負担軽減に資する取組を促進するための県単独事業を実施する。 ・保育の周辺業務を担う保育支援者（無資格者）の公立保育施設への配置支援（県 1/4） ・保育業務のさらなる ICT 化推進に向けた、市町村・保育施設向けシステム研修会（見本市）の開催 (2) 保育対策総合支援事業費補助金 国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育士の負担軽減や保育体制の整備等に取り組む市町村を支援する。 （補助対象者）市町村 （補助事業及び負担割合） ・保育体制強化事業 【国 1/2 県 1/4 市町村 1/4】 ・保育補助者雇上強化事業 【国 3/4 県 1/8 市町村 1/8】 ・医療的ケア児保育支援事業 【国 1/2 県 1/4 市町村 1/4】 ・保育環境改善等事業 【国 1/3 県 1/3 市町村 1/3】 3 保育士修学資金貸付事業《5,228 千円》 終期：R6 保育士養成施設に在学する優秀な学生に修学資金の支援を行い、県内保育施設への就職促進を図る。 （貸付額）1 人当たり最大 1,600 千円（2 年間分）、（貸付決定人数）年 30 人以内 修学資金 50 千円/月・人 入学準備金 200 千円/人（初回に限る） 就職準備金 200 千円/人（最終回に限る） 4 保育士等キャリアアップ研修の充実《16,815 千円》 終期：R6 技能・経験に応じた処遇改善の加算要件となる保育士等キャリアアップ研修の充実を図るため、集合研修及び e ラーニングによる研修を実施する。 5 認可外保育施設の質の確保《758 千円》 終期：R6 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、施設職員を対象とする資質向上研修を実施する。 6 新規地域限定保育士制度の導入《14,329 千円》 国の地域限定保育士制度の全国展開（※法改正を前提）に合わせ、地域限定保育士試験を実施し、さらなる保育士確保を図る。 県が実施する地域限定保育士試験の合格者（県外受験者も含む）に対し、受験手数料を全額補助し、県内保育施設への就職を促進する。
事業の意図、効果等	【意図】 ・保育士の新規就労、離職防止、再就職支援、保育施設の体制整備及び保育施設職員に対する研修等を実施することにより、保育人材の確保と質の向上を図る。 【効果】 ・保育士修学資金の貸付により、保育士養成施設卒業生の県内保育施設への就職促進を図ることができる。 ・養成施設との連携の下、保育士・保育所支援センターに登録する保育士や保育施設の数を増やすことによって、よりきめ細かなマッチングを行い、養成施設卒業生や潜在保育士の県内保育施設への就職促進が図られる。 ・保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施し、専門性の向上や保育士の処遇改善が図られることにより、保育人材の確保、定着につながる。 ・地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、市町村における保育施設の体制整備が推進される。 ・認可外保育施設の質の確保・向上を図ることにより、安全・安心な保育につながる。 ・地域限定保育士制度の導入により、保育士試験受験の機会が増え、さらなる保育士確保につながる。

事業目標	事業		生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値	目標値	差
	1		生き活き 保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数			376(R4)	520(R6)	144
事業費の見積もり	区 分		R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額	
	事業費(単位：千円)		118,852	145,631	67,543	29,640		
	財源内訳	国 庫	68,107	56,924	24,547	5,596		
		起 債						
		その他特定財源		369	369	369		
		一 般 財 源	50,745	88,338	42,627	23,675		

保育人材の確保

<なり手（保育士）を増やす！>

- 新** 県内養成校と全面タイアップ
広域エリアでの就職面接会
3県民局単位での大規模な就職面接会を開催
- 新** 保育の魅力を伝達
イメージアップ広報
ICT活用等により働きやすい職場づくりが進む
保育の現場を動画等で紹介
- 新** アピール効果を試行
保育士募集のエリア一括発信
市町村の保育士募集を県において発信
- 新** 新たな制度を活用
「地域限定保育士」の導入
国が全国展開を図る地域限定保育士制度を
いち早く導入（※法改正を前提）
試験合格者への受験手数料を全額補助

保育現場に

<多様な人材を生かす！>

- 保育士の負担軽減
 - ◆ 保育補助者等の配置支援
国補助制度を活用し、保育補助者（公立・私立）や保育支援者（私立）の配置経費を支援
- 新** 公立保育施設への保育支援者の配置支援
単県事業として、公立保育施設への保育支援者配置経費を支援

<引き続き取り組む～これまでの取組～>

- 保育士確保、就職・復職支援
（マッチング、潜在保育士の掘り起こし、有償託児ボランティア等）
- 相談支援、現任保育士のフォロー
（随時の相談対応、研修会等）
- 離職防止、職場環境改善
（相談支援、管理者セミナー等）

市町村

連携強化

<連携体制の強化>
課題共有・情報交換の場
（県・市町村連絡会議の設置）

保育士養成校
（大学・短大）

連携強化



早いうちから

<学生と園・地域との「つながり」をつくる！>

- 新** センターへの登録促進
学生のうちから保育士・保育所支援センターへの登録を促進し、早期支援
- 新** 保育職場等体験ツアー
学生を対象とする保育職場等見学会（保育の様子・園の方針、住まい等の地域の状況）
- 新** 保育職場インターンシップ助成
インターンシップに係る費用助成（学生の旅費等）

<頑張る保育士を応援する！>

- 新** 若手保育士の交流会
若手保育士が悩み等を共有・相談できる場づくり

<DXで職場環境を改善する！>

- 新** ICT機器導入支援
保育現場で活用できるICT機器の見本市を開催
- 新** 個別実地相談指導
保育現場の課題に応じた個別実地相談指導



<体制強化>
スタッフ 1名増員

県保育士・保育所支援センター

重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども家庭課			
重点事業の名称		子ども虐待防止総合強化事業			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	3 子育て支援充実プログラム			
	施策	4 推進 子どもと家族を見守り支える地域づくり 5 推進 子育て家庭への支援・子どもの貧困対策の推進 6 推進 子ども虐待防止対策の推進 7 推進 社会的養育の推進			
第2期 創生 戦略	基本目標	1 若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえる			
	対策	1 若い世代の希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）			
	課題パッケージ	1-④ 子育て支援の充実			
終期設定(年度)	R8	予算区分	一般	事項名	児童相談所事業費、子ども・子育て支援新制度等事業費等
現状 課題 必要性	【現状】 ・全国の児童相談所における令和4年度の子どもの虐待相談対応件数は、21万9,170件と過去最多を更新、県においても1,220件と増加し、近年、高止まりの状態が続いている。 ・さらに、虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、依然として、子どもやその親、家族を取り巻く環境は厳しく、困難な状況にあることから、子どもや家族に対する包括的な支援のための体制を強化し、子どもの権利の擁護が図られた施策を推進するため、国では、児童福祉法を改正、令和6年4月から改正法が施行される。 ・令和5年4月に施行されたこども基本法は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。				
	【課題】 (1) 増加する子ども虐待相談等に対応するためのマンパワーが各関係機関で不足している。 (2) 改正児童福祉法の施行に伴い、妊産婦、子ども、子育て世帯に対する包括的な支援を実施するための相談体制を強化する必要がある。 (3) 子どもの最善の利益を図るためには、子どもの権利に対する子ども支援者を含む県民意識の醸成に加え、権利の主体である子ども自身が、「子どもの権利」「ヤングケアラー」等を理解し、助けを求めることができるよう情報提供することが必要だが、子どもに対する啓発は十分ではない。				
	【必要性】 (1) 児童相談所や市町村、児童家庭支援センター等に対し人件費等の運営支援を行うことにより、各機関の体制強化を図る必要がある。 (2) 改正児童福祉法が施行され、こども家庭センターの設置が努力義務化されるなど、妊産婦、子ども、子育て世帯に対する包括的な支援体制及び資源の充実が求められていることから、市町村等に対し、円滑な法施行のために必要な支援を行う。 (3) 子どもに対する「子どもの権利」「ヤングケアラー」等の啓発と併せて、こども基本法で定めるこども施策の基本理念、子どもの意見の反映等について啓発し、県民意識を醸成していく必要がある。				
事業 内容	1 児童相談所の体制強化 (1) 拡充児童虐待対応強化事業《14,404千円》 増加する児童相談所の相談受付に対応するため、子どもへの虐待に関する調査や関係機関との連絡調整等の業務補助を行う児童虐待対応協力員を1名増員し、体制強化を図る。				
	2 市町村の機能・体制強化 (1) 拡充子育て世帯包括的支援体制強化事業《170,571千円》 終期：未定 妊産婦、子ども、子育て世帯に対する、母子保健と児童福祉の一体的相談を行う機能を有する「市町村こども家庭センター」の整備等を推進するとともに、新たに「親子関係形成支援事業」を行うなど、市町村のニーズに応じて、支援を必要とする妊産婦、子ども、子育て世帯を対象とした支援事業を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。 市町村が実施する以下の事業に対し負担割合に応じて補助を行う。(国1/3、県1/3、市町村1/3)				

	①利用者支援事業（こども家庭センター型） ②子育て世帯訪問支援事業 ③親子関係形成支援事業 ④児童育成支援拠点事業 ⑤子育て短期支援事業（拡充分） ⑥一時預かり事業（利用者負担軽減支援）																																					
	3 地域の相談支援体制の強化 (1) 児童家庭支援センター運営事業《28,859千円》 県が所管する児童家庭支援センターに対し、地域における子ども・家族支援を担い、児童相談所の補完的役割を果たせるよう運営費を補助する。 (2) 拡充児童虐待防止等ネットワーク事業《760千円》 終期：なし 県要保護児童対策地域協議会に、里親の代表を加えるなど、子どもを守る地域ネットワークの拡充を図る。																																					
	4 子どもを中心とした県民意識の醸成 (1) 拡充子ども虐待防止強化事業《2,596千円》 子どもの支援者等の資質向上を目指し、子どもの虐待防止、体罰禁止等の普及啓発を行うとともに、新たに、権利の主体である“子ども”に対して、子どもの権利の理解とヤングケアラー等の認知度向上を図るため、ヤングケアラー等について啓発資料の配布により周知を図るとともに、支援者に向けた研修等を実施する。																																					
	5 社会的養育の推進 (1) 新規社会的養育推進計画中間見直し事業《1,484千円》 終期：R6 令和6年度は社会的養育推進計画（令和2～令和11）の中間見直し年度であり、国が示す策定要領や令和2～5の実績を踏まえ、計画の評価や見直しを実施する。 (2) 拡充里親養育包括支援事業《19,702千円》 終期：R6 里親養育を推進するため、引き続き、里親と児童のマッチング、里親等への訪問支援等包括的支援を実施するとともに、新しい里親制度の動画媒体を作成し、リクルートや普及啓発に活用する。																																					
事業の意図、効果等	【意図】 ・児童相談所や市町村、地域の相談支援体制を強化し、より一層子どもの権利を保障するとともに、包括的な支援の拡充を図ること。 ・市町村において、支援を必要とする妊産婦、子ども、子育て世帯を対象とした支援を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図ること。 ・子どもを含む県民や関係機関、団体等に対し、子どもの権利、ヤングケアラー等について周知・啓発することにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための機運の醸成を図ること。 【効果】 ・すべての子どもの権利が保障され、安心して安全に暮らし、自分らしく可能性を発揮して生きていけるようになる。																																					
事業目標	<table><tr><td>事業</td><td>生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等</td><td>現状値</td><td>目標値</td><td>差</td></tr><tr><td>3(1)</td><td>里親等への委託等 (岡山いきいき子どもプラン2020)</td><td>31.2% (R4)</td><td>47.0% (R11)</td><td>15.8%</td></tr></table>	事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等	現状値	目標値	差	3(1)	里親等への委託等 (岡山いきいき子どもプラン2020)	31.2% (R4)	47.0% (R11)	15.8%																											
事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等	現状値	目標値	差																																		
3(1)	里親等への委託等 (岡山いきいき子どもプラン2020)	31.2% (R4)	47.0% (R11)	15.8%																																		
事業費の見積もり	<table><tr><td>区 分</td><td>R5 予算額</td><td>R6 予算額</td><td>R7 見込額</td><td>R8 見込額</td><td>R9 以降見込額</td></tr><tr><td>事業費(単位：千円)</td><td>144,678</td><td>238,376</td><td>215,530</td><td>215,530</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="4">財源内訳</td><td>国 庫</td><td>94,102</td><td>32,476</td><td>22,119</td><td>22,119</td><td>－</td></tr><tr><td>起 債</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>－</td></tr><tr><td>その他特定財源</td><td>8,284</td><td>8,195</td><td>8,195</td><td>8,195</td><td>－</td></tr><tr><td>一 般 財 源</td><td>42,292</td><td>197,705</td><td>185,216</td><td>185,216</td><td>－</td></tr></table>	区 分	R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額	事業費(単位：千円)	144,678	238,376	215,530	215,530	－	財源内訳	国 庫	94,102	32,476	22,119	22,119	－	起 債	0	0	0	0	－	その他特定財源	8,284	8,195	8,195	8,195	－	一 般 財 源	42,292	197,705	185,216	185,216	－
区 分	R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額																																	
事業費(単位：千円)	144,678	238,376	215,530	215,530	－																																	
財源内訳	国 庫	94,102	32,476	22,119	22,119	－																																
	起 債	0	0	0	0	－																																
	その他特定財源	8,284	8,195	8,195	8,195	－																																
	一 般 財 源	42,292	197,705	185,216	185,216	－																																

子ども虐待防止総合強化事業（R6）

地域の相談支援体制の強化

◇ 児童家庭支援センター運営事業

児童家庭支援センターが、地域における子ども・家族支援を担い、児童相談所の補完的役割を果たせるよう、運営費を補助

◇ 児童虐待防止等ネットワーク事業【拡充】

県要保護児童対策地域協議会に、里親の代表を加える等子どもを守る地域ネットワークを拡充

すべての子どもが
安心して暮らせる
環境づくり

子どもを中心とした
県民意識の醸成

◇ 子ども虐待防止強化事業【拡充】

◇ 里親養育包括支援事業【拡充】

子どもを中心に、県民への権利擁護、虐待防止体罰禁止、ヤングケアラー、里親制度の周知啓発や支援者向け研修等の実施。

児童家庭
支援
センター

社会的養育の推進

◇ 社会的養育推進計画中間見直し事業【新規】

これまでの実績、国の要領を踏まえ、計画の評価・見直しを実施（R6中間見直し年度）

市町村

児童相談所の体制強化

◇ 児童虐待対応強化事業【拡充】

増加の一途を辿る子ども虐待相談受付に対応するため、虐待の初期対応を補助する児童虐待対応協力員を1名増員

児童
相談所

こども家庭センター

統括支援員の配置

児童
福祉

母子
保健

子ども家庭総合支援拠点

子育て世代包括支援センター

市町村の機能・体制強化

◇ 子育て世帯包括的支援体制強化事業【拡充】

① 利用者支援事業（こども家庭センター型）【拡充】

こども家庭センターへの統括支援員の配置等運営費を補助

② 子育て世帯訪問支援事業

ヤングケアラー等がいる家庭に家事・育児支援を行う訪問支援員の人件費等を補助

③ 親子関係形成支援事業【新規】

関わり等に不安のある親子に、親子関係改善のためのペアレントトレーニング等を行う費用を補助

④ 児童育成支援拠点事業

子どもの居場所の開設、食事の提供、子どもや保護者への相談支援等を行うための補助

⑤ 子育て短期支援事業

ショートステイ等の専従職員を配置するための人件費等の補助

⑥ 一時預かり事業

所得等に応じた利用者負担軽減を行えるように、減免相当額等を補助

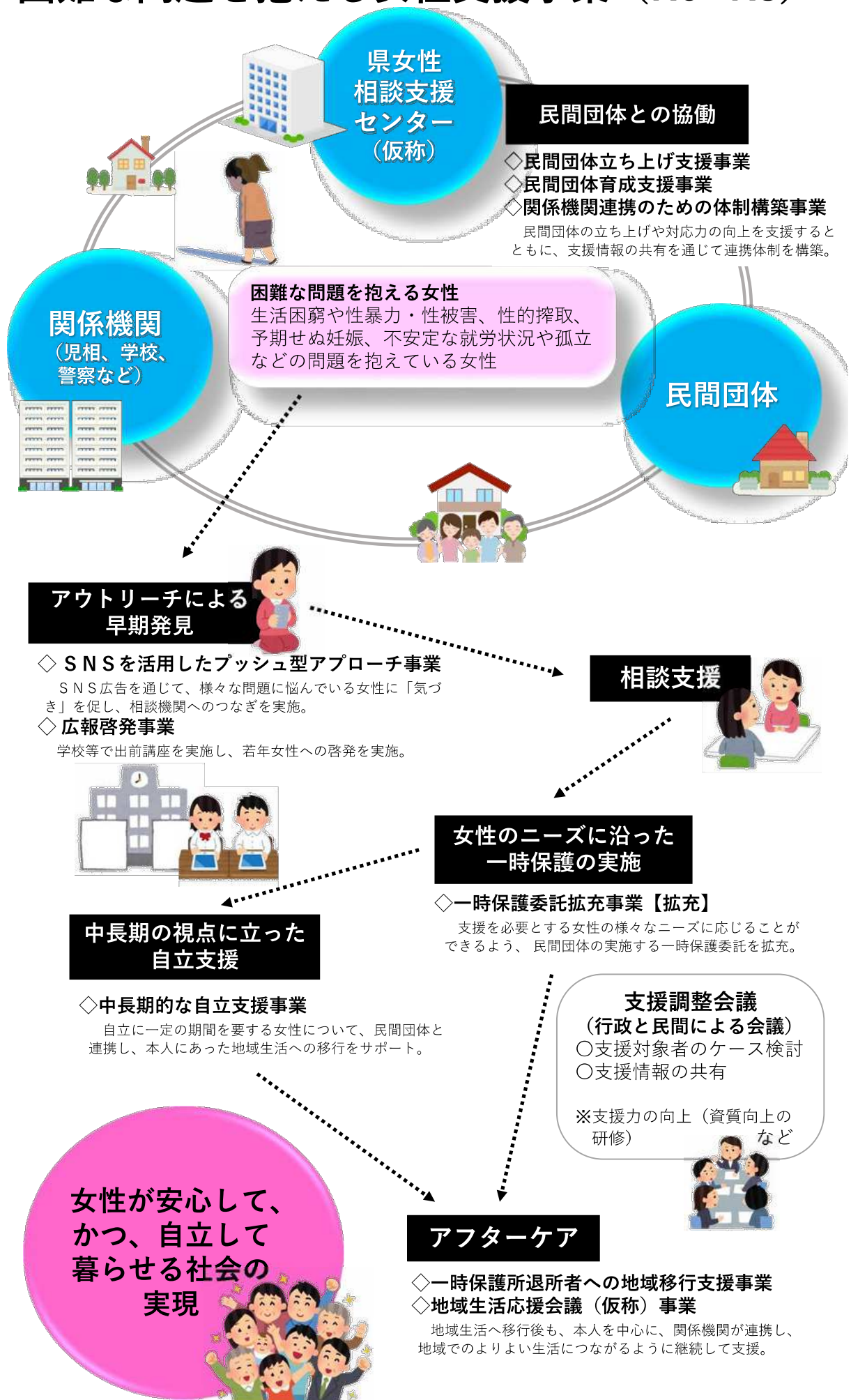
重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども家庭課			
重点事業の名称		困難な問題を抱える女性支援事業			
第 3 次 生き生き プ ラ ン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施 策				
第2期 創 生 戦 略	基本目標				
	対 策				
	課題/パッケージ				
終期設定(年度)	R8	予算区分	一般	事項名	女性相談支援センター事業費、女性相談支援センター等運営費
現状 課題 必要性	【現状】 ・婦人保護事業は売春防止法（昭和31年制定）を根拠として、要保護女子の保護更生を図る事業として始まった。 ・女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力被害、家庭環境破綻など複雑化、多様化し、困難な問題を抱える女性への支援について、売春防止法を根拠とすることに限界が生じた。 ・このため、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月から施行される。 ・新法や国の基本方針に即して、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指す「岡山県困難な問題を抱える女性支援計画」を策定しているところである。				
	【課題】 (1) 女性相談窓口の周知が十分とは言えず、必要とする人に情報が行き届いていない。 (2) DV等により保護が必要な女性の中には、個人が抱える状況と、女性相談支援センター（仮称）（旧女性相談所）の一時保護所の入所ルールとの兼ね合いから、避難を躊躇する方もいる。 (3) 女性相談支援センターの一時保護所退所時において、相談窓口の案内や経済的な支援だけでは地域での生活が円滑に進まないこともある。 (4) 公的機関と民間団体又は民間団体同士で、支援情報の共有や集約がされておらず、支援を必要とする女性に十分届いていない。				
事業内容	【必要性】 (1) 女性相談窓口について、児童に関わる支援者等への周知や学校等への出前講座を実施することにより、特に若年女性への支援やアウトリーチによる早期発見につながることを期待され、分野を横断して周知する必要がある。 (2) 一時保護が必要な女性が適時適切に保護されるように、支援を必要とする女性のニーズに応じた一時保護先の確保は喫緊の課題であり、早急に実施する必要がある。 (3) 緩やかなつながりや継続した伴走型支援など、支援を必要とする女性の意思を尊重し、地域生活移行後のアフターケアの形を検討する必要がある。 (4) 公的機関と民間団体が連携しながら、支援を必要とする女性が本人の状況やニーズに合った支援を受けることができる仕組みづくりが必要である。				
	1 新規アウトリーチ事業《2,594千円》 (1) SNSを活用したプッシュ型アプローチ支援事業《2,191千円》 県内在住の20～50代の女性をターゲットに、SNS広告を通じて、生活困窮、性暴力・性被害、家庭内不和などの問題に悩んでいる女性に対して「気づき」を促し、相談機関につなぐ。 (2) 広報啓発事業《403千円》 終期：R6 女性が抱える困難の内容や、相談機関・支援機関の情報を掲載したコンパクトなカード等を作成し、女性相談支援センターが実施する学校での出前講座等で配布し、若年女性への啓発を行う。 2 拡充一時保護委託拡充事業《3,009千円》 女性が抱える困難な問題は、DVだけではなく、生活困窮や性的搾取、心身の健康・障害など多岐にわたる。DV被害者の保護をベースとした女性相談支援センターの一時保護所だけではなく、支援を必要とする女性の様々なニーズに応じることができるよう、民間団体の実施する一時保護委託先の拡充を図る。				

事業内容	3 新規アフターケア事業《123 千円》 (1) 一時保護所退所者への地域移行支援事業《50 千円》 一時保護された入所者が一時保護所退所後の地域生活において困り事が生じた際に、本人から速やかに相談機関や支援機関、民間団体へつながれるように、連絡先や相談先を網羅した支援パンフレットを作成し、活用を図る。 (2) 地域生活応援会議（仮称）事業《73 千円》 一時保護退所後に、本人を中心に、女性相談支援センター職員や地域の支援者等が参加する「地域生活応援会議（仮称）」を開催し、現状の報告や今後の希望等を話し合い、地域でのより良い生活につながるよう継続して支援する。 4 新規中長期的な自立支援事業《4,347 千円》 一時保護されたが、障害のある女性や身寄りのない女性、虐待等により生育上十分な教育や環境が与えられず、生活の基礎的な部分からの支援が必要な女性など、地域生活への移行に一定の時間を有する女性について、障害者支援や心理学的支援の専門スタッフやそれに対応した施設を有する民間団体（社会福祉法人を想定）と連携し、中長期的に支援が必要と判断した女性を民間施設にて受け入れ、本人にあった地域生活への移行をサポートする。 5 新規民間団体との協働による支援・連携事業《1,150 千円》 (1) 民間団体立ち上げ支援事業《300 千円》 県内において、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体を新たに立ち上げる際に、その立ち上げに係る経費を補助する。 （補助対象者）民間団体 （対象経費）施設整備費、備品整備費等 （上限額）50 千円 （補助率）1/2 (2) 民間団体育成支援事業《425 千円》 民間団体の相談員の資質向上を図るため、民間団体のニーズに沿って、専門家などのアドバイザー派遣制度を創設する。 (3) 関係機関連携のための体制構築事業《425 千円》 行政と民間団体との円滑な連携のため、それぞれの持つ支援情報をリアルタイムに共有するポータルサイトを構築する。 6 新規支援調整会議開催事業《375 千円》 困難な問題を抱える女性は、行政の支援のみでは問題解決や地域移行が難しいケースも多く、地域において緩やかに見守りを続ける体制を構築していくことが必要である。支援対象者のケース検討も含め、行政・民間の支援情報の共有や研修等を行う支援調整会議を実施する。				
	【意図】 ・民間団体との連携により支援のすそ野を広げ、困難な問題を抱える女性に対して、アウトリーチからアフターケアまでの一貫した切れ目のない支援を図る。 【効果】 ・困難な問題を抱える女性が自らの問題に早期に気づき、適切な支援につながるほか、地域での緩やかなつながりの中で、女性が本人の意向に沿った生活を送ることができる。				
事業目標	事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等	現状値	目標値	差
	6	女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会等に参加した民間団体の参加者数	15 人 (R4)	100 人 (R10)	85 人

	1、2、3、4、6	女性相談支援センターが行う相談支援等の満足度			—	満足と感 じている 方が8割 以上 (R10)	—
事業費の見積もり	区 分		R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額
	事業費(単位：千円)		252	11,598	11,195	11,195	—
	財源内訳	国 庫	126	2,643	2,452	2,452	—
		起 債	0	0	0	0	—
		その他特定財源	0	0	0	0	—
		一 般 財 源	126	8,955	8,743	8,743	—

困難な問題を抱える女性支援事業（R6～R8）



重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部障害福祉課			
重点事業の名称		発達障害のある人のトータルライフ支援事業			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施策	10 推進発達障害のある人のトータルライフ支援の推進			
第2期 創生 戦略	基本目標	1 若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえる 4 地域の活力を維持する			
	対策	1 若い世代の希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策） 4 地域の持続的発達のための活力維持			
	課題パッケージ	1-④ 子育て支援の充実／4-④ 医療・福祉の確保			
終期設定(年度)	R7	予算区分	一般	事項名	障害者総合支援推進費、地域生活支援事業費
現状 課題 必要性	【現状】 ・特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査によると、保育所における発達障害に関わる特別な支援が必要な幼児（5歳児）の割合は17.6%で、5年間ほぼ同程度で推移している。 ・「発達障害のある人のトータルライフ支援の推進」を晴れの国おかやま生き生きプランの推進施策の一つに位置づけ、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた切れ目ない支援を一連のプロジェクトとして推進しており、令和3年度から第3期プロジェクト（R3～R7）をスタートさせている。 ・本プロジェクトにおいて、小児科や内科医等を対象とした「身近なかかりつけ医等の対応力向上事業」を実施しているが、発達障害を診断できる医療機関の不足により、発達障害が疑われる幼児の初診待機時間は長期化している。 【ニーズ調査等】 (1) 県民意識調査（令和5年5月実施） ・約35%が発達障害についての理解が深まっていない。 ・理解を深めていくためには学校や職場等の身近な者の理解を深めることが必要。 (2) 障害のある人向けアンケート（令和5年5月実施） ・困っていることとして、ひとりで生活することが困難という者が多い。 【課題】 ・家族なども含めた、きめ細かな支援 ・ライフステージを通じた切れ目のない支援 ・身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり 【必要性】 ・これまでの取組を通してより明確になった課題を踏まえ、医療を基盤とした支援体制の構築等を図るとともに、県民意識調査に基づきよりニーズに応じた効果的な支援策に取り組んでいく必要がある。 ・地域の拠点医療機関の強化と医療機関相互の連携により、早期の発見と早期の療育を望む保護者のニーズに対応する必要がある。				
	発達障害のある人のトータルライフ支援事業《59,462千円》 1 家族支援の推進（家族支援体制整備）《7,246千円》 (1) ペアレントメンター養成・派遣事業《1,998千円》 発達障害のある子どもの保護者の経験談や傾聴共感等による家族支援として、ペアレントメンターの養成・派遣等を行う。 (2) 家族支援のスキル向上支援事業《5,248千円》 子育て応援プログラムの導入・普及に取り組むとともに、県下全域の市町村において、発達障害の診断を受けた子どもの保護者や家族が安心して過ごせる支援拠点づくりに取り組めるよう、研修やバックアップを行う。				

2 トータルライフ支援の推進《4,156千円》

(1) 乳幼児期支援体制整備事業《1,817千円》

発達障害の早期発見・早期支援に向け、市町村がより効果的な施策が実施できるよう、これまでの支援体制評価のための地域評価ツールを活用したモデル的な取組の、県内全域への普及・拡大・定着を図る。

(2) 学齢期支援体制整備事業《384千円》

早期に就労を見据えた自己理解や相談スキルの獲得ができるよう、中学高校連携時における関係機関の連携を促進する。

(3) 成人期支援体制整備事業《1,955千円》

発達障害のある人に県の機関等で職場研修の場を提供するとともに、県においても発達障害の特性や就労にあたっての合理的配慮を学ぶための職場研修事業を行う。

青年期の発達障害者が社会から孤立しないよう、支援拠点づくり等に取り組む市町村を支援する。

3 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり《48,060千円》

(1) 新規発達障害診断待機解消モデル事業《8,798千円》

県内の二次保健医療圏の1圏域においてモデル事業を実施し、待機時間短縮の効果を測定するとともに、次期プロジェクトに向けて県内の診断待機の課題やその解決策を検討する。

① 専門医療機関初診待機解消事業

地域の拠点となる医療機関にアセスメント対応職員を配置することによりアセスメント体制を強化し、初診待機期間の短縮等を図る。

② 専門医療機関ネットワーク構築事業

地域の拠点となる医療機関において、発達障害の診療・支援ができる医師を養成する実地研修等の実施や、研修実施のコーディネーターを行う発達障害医療コーディネーターを配置することにより、医療機関のネットワークを構築し、発達障害の早期診断と早期支援の提供を図る。

(2) 身近なかかりつけ医等の対応力向上事業《1,438千円》

地域の医療機関の受診から早期に適切な支援機関につながるができるよう、身近なかかりつけ医等の対応力向上研修を行う。

(3) 県民の発達障害理解促進事業《660千円》

発達障害について広く県民に正しく理解されるよう、効果的なイベントやSNSの活用、世界自閉症啓発デーなどの機会を捉えて啓発活動に取り組む。

(4) 発達障害者キーパーソン活動促進事業《3,091千円》

地域の最も身近な理解者として発達障害のある人やその家族を暖かく見守り支援する人材を確保するとともに、キーパーソンのうち支援の中核を担う者については、適切な情報提供や専門機関へのつなぎ等を行うための人材育成・支援を行う。

(5) 県における支援体制整備事業《33,940千円》

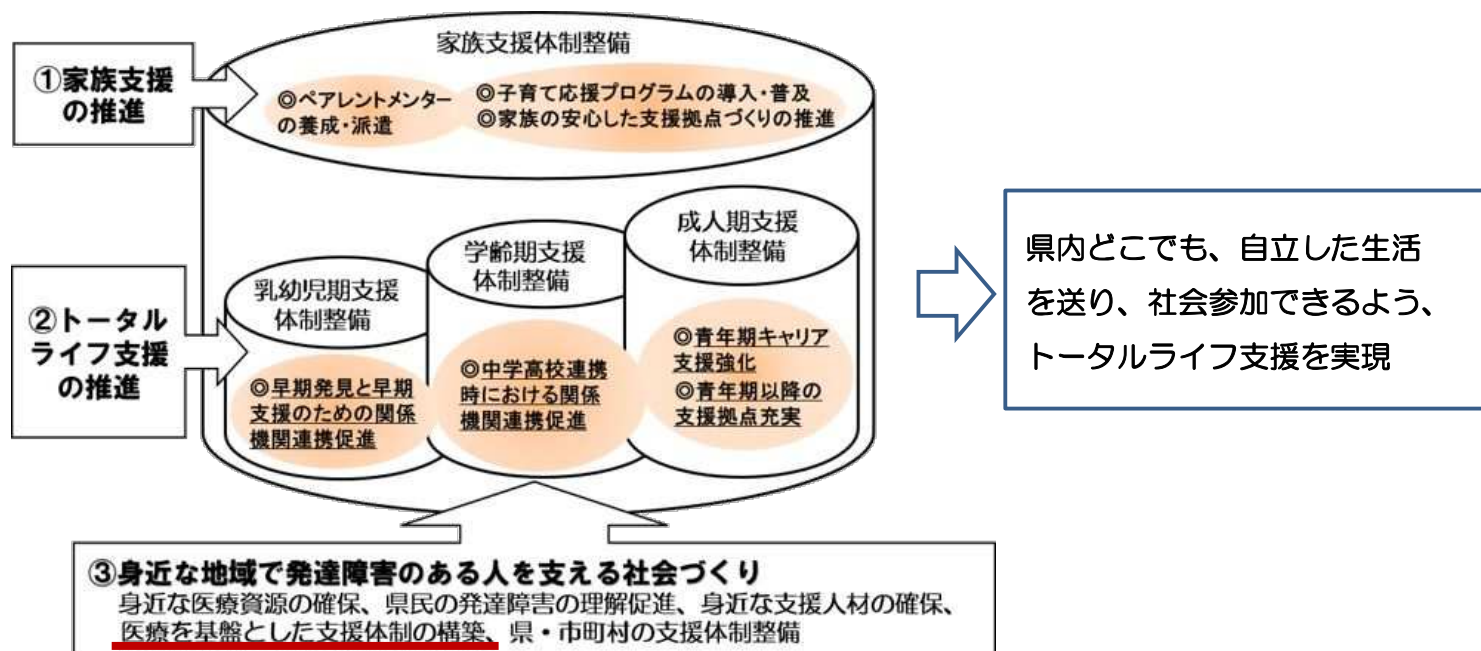
発達障害者支援法に基づき県発達障害者支援地域協議会を設置し発達障害のある人への支援施策を協議する。県発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人とその家族への相談支援、発達支援、就労支援等の総合的な支援を行うとともに、市町村や関係機関等との連携、助言・指導等により、各地域における支援体制強化を行う。

(6) 市町村支援体制整備促進事業《133千円》

各市町村に配置された市町村コーディネーターの支援や、県発達障害者支援センターとの連携強化、市町村施策の効果検証の支援を行う。

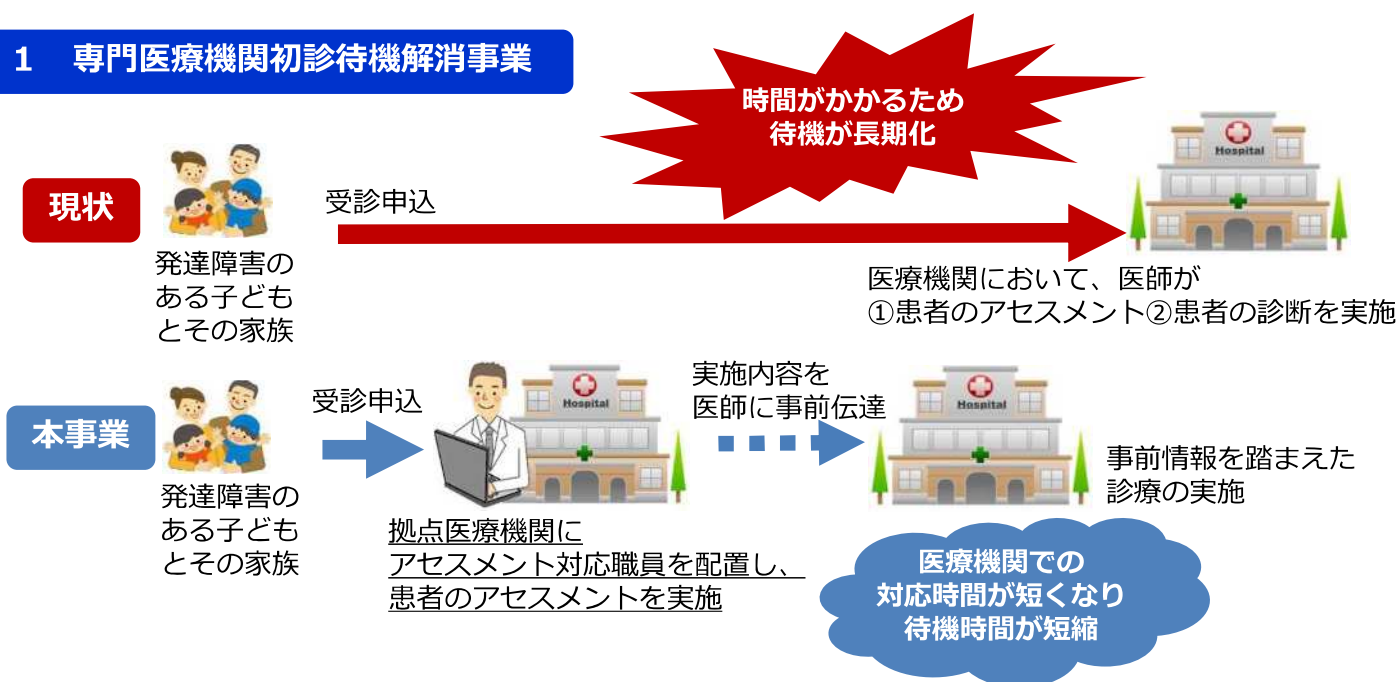
事業の意図 効果等	【意図】 ・中核機関である県発達障害者支援センターや社会資源を有効に活用するとともに、市町村や関係分野と効果的に連携して、発達障害のある人の家族支援を強力に推進し、早期支援からトータルライフ支援につなぎ、身近な地域全体で発達障害のある人とその家族への支援体制を整備する。						
	【効果】 ・発達障害のある人の多くが社会で自立した生活を送ることが可能となる。						
事業目標	事業		生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等		現状値	目標値	差
	1 (1)		ペアレントメンターの人数		60 人 (R4)	70 人 (R10)	10 人
	3 (2)		発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数		304 人 (R4)	370 人 (R7)	66 人
事業費の見積もり	区 分		R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額
	事業費(単位：千円)		50,664	59,462	59,462		
	財源内訳	国 庫	14,124	18,568	18,568		
		起 債	0	0	0		
		その他特定財源	7,263	10,781	10,781		
		一 般 財 源	29,277	30,113	30,113		

第3期発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト (令和3年度～令和7年度)



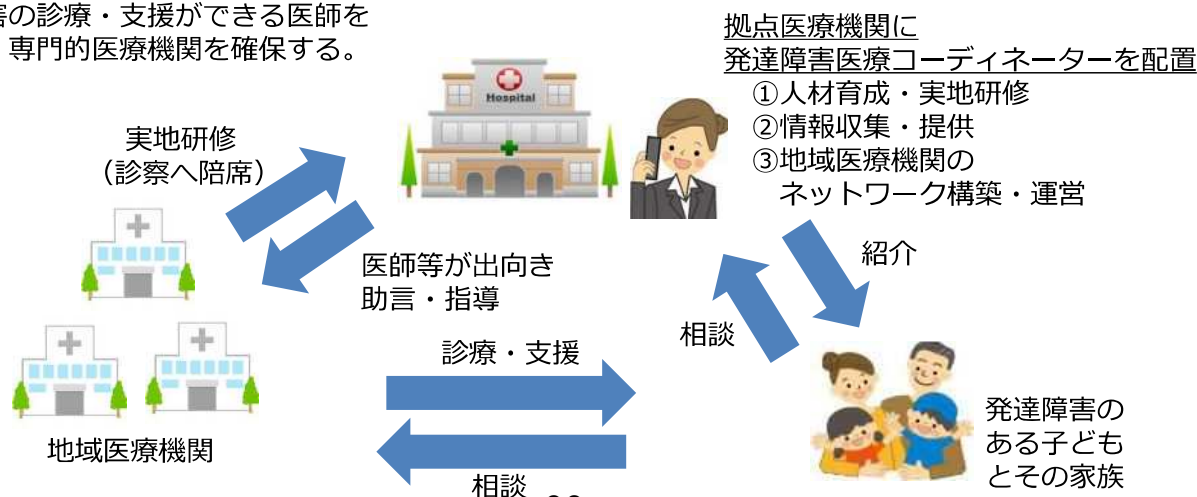
【新規】発達障害診断待機解消モデル事業（令和6年度～）

1 専門医療機関初診待機解消事業



2 専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害の診療・支援ができる医師を養成し、専門的医療機関を確保する。



重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		子ども・福祉部障害福祉課			
重点事業の名称		障害者差別解消・共生社会啓発事業			
第 3 次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施策	6 重点 障害のある人の自立と社会参加の促進			
第2期 創生 戦略	基本目標	4 地域の活力を維持する			
	対策	2 地域の持続的発展のための活力の維持			
	課題パッケージ	4-② 地域社会の活性化			
終期設定(年度)		R8	予算区分	一般	事項名 障害者総合支援推進費
現状 課題 必要性	【現状】 ・障害者差別解消法がH28年4月から施行されており、法の適正な施行に向けた環境整備と啓発活動を推進している。 ・H28年1月に鳥取県と法の普及啓発の一環としてあいサポート運動の連携推進協定を締結。H28年7月から事業を拡充してあいサポート企業・団体の認定制度を開始した。				
	【課題】 ・障害者差別解消法が改正され、R6年4月から民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されるが、県が実施した調査では、障害者差別解消法と民間事業者への合理的配慮提供の義務化の認知度が極めて低かった。 ・視覚障害者にとって情報取得には大きな壁があり、情報を取得するには代読代筆支援が欠かせないが、代読代筆ができるホームヘルパーがほとんどいないため、代読代筆支援が受けられていない。				
	【必要性】 ・民間事業者が適切に対応できるよう、合理的配慮の提供義務化などの認知度を高めていく必要がある。 ・代読代筆ができるホームヘルパーを養成し、視覚障害者の情報取得を支援する必要がある。				
事業内容	1 環境整備事業《3,694千円》 (1)相談窓口の設置《3,230千円》 終期：R7 岡山県障害者差別解消相談センターに専門相談員を配置し県民や行政機関等からの相談に対応する。				
	(2)合理的配慮対策事業《165千円》 終期：R7 研修会、会議等での聴覚障害者の意思疎通支援のため手話通訳と要約筆記の手配等を行う。				
	(3)新規視覚障害者の情報保障のための代読代筆従事者養成研修《299千円》 視覚障害者への代読代筆支援ができるホームヘルパーを養成するための研修を実施する。				
	2 普及啓発事業《1,151千円》 (1)拡充あいサポート推進事業《1,151千円》 障害がある人を出来る範囲でサポートするあいサポーターを養成する。また、あいサポート運動に取り組む企業・団体をあいサポート企業・団体として認定する。 障害者差別解消法改正法のR6年度からの施行を踏まえ、民間事業者や文化芸術関係施設でのあいサポート研修を拡充する。(研修実施回数：20回/年度 → 40回/年度)				
事業の意図 効果等	【意図】 ・障害者差別解消法の改正踏まえ、民間事業者が適切に対応できるよう必要な取組を進めていく。 ・視覚障害者が代読代筆支援を受けられるよう、代読代筆支援ができるホームヘルパーを養成する。				
	【効果】 ・障害者差別解消法の趣旨などについて県民の理解が深まり、障害者への差別・偏見がなくなっていく。				
事業目標	事業	生き生き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値
					目標値
					差

事業費の見積もり	区 分		R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額
	事業費(単位：千円)		4,245	4,845	4,646	796	0
	財源内訳	国 庫	2,122	2,352	2,253	398	0
		起 債	0	0	0	0	0
		その他特定財源	2,123	2,244	2,244	249	0
		一 般 財 源	0	249	149	149	0

重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		子ども・福祉部障害福祉課			
重点事業の名称		農福連携サポートセンター機能強化事業			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略のガラム	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施策	6 重点 障害のある人の自立と社会参加の促進			
第2期 創生 戦略	基本目標	4 地域の活力を維持する			
	対策	4 地域の持続的発展のための活力の維持			
	政策パッケージ	4-② 地域社会の活性化			
終期設定(年度)	R8	予算区分	一般	事項名	障害者総合支援推進費
現状 課題 必要性	【現状】 ・県では、第4期岡山県障害者計画等に基づき、農業分野での就労を支援しており、障害のある人の工賃水準の向上及び農業の担い手の人材不足の解消につなげるため、農福連携サポートセンターを設置し、農業に係る施設外就労の共同受注窓口機能の構築や、農業分野の専門家による農業技術の指導・助言、障害への理解促進や販路拡大等に向けたマルシェの開催等を通じ、農福連携事業を推進している。				
	【課題】 ・農業と同様に、水産業においても担い手人材の不足が深刻な状況にあるが、障害福祉事業所と水産事業者の連携は進んでいない。 ・農福連携事業に取り組む福祉事業所が限られている。				
事業 内容	【必要性】 ・障害福祉事業所と水産事業者の連携を図ることにより、障害者の就労を推進する必要がある。 ・農福連携事業への理解が十分ではない福祉事業所に事業の具体的なイメージをもってもらい、取組へのハードルを下げる必要がある。 ・農業や水産業との連携に取り組む事業所の掘りおこしを行うため、農福連携サポートセンターの機能を強化する必要がある。				
	新規農福連携サポートセンター機能強化事業《5,074千円》 1 農福連携取組事業所拡大事業《3,667千円》 障害者の就労を支援し、工賃の向上や職域の拡大等をさらに進めるため、新たに、農福連携サポートセンターに連携アドバイザー（1名）を配置し、農業分野を幅広く捉えて水産業との連携にも着手するとともに、連携に取り組む障害福祉事業所の掘りおこしを行うなど、農福連携サポートセンターの機能強化を図る。 2 水産業との連携実践体験事業《792千円》 水産事業者と障害福祉事業所の相互理解を促進するため、従事が想定される作業等の体験実習や、既に水産業との連携に取り組んでいる事業所等を訪問・視察して、実際にどういったことを連携して実施するのか、よりイメージしやすくなるような体験事業を実施する。 3 水産業との連携推進研修事業《615千円》 水産業に取り組む障害福祉事業所の好事例を収集し、先進事例の発表等を行う研修会開催を通じて理解を深めるとともに、水福（農福）連携に取り組む機運の醸成を図る。				

事業の意図、効果等

【意図】

・担い手が不足している農業・水産業の分野での障害者の就労を支援することにより、障害者の職域の拡大が図られ、障害者が地域を支え地域で活躍する社会の実現に資する。

【効果】

・障害のある人の就労を支援することにより、地域での自立・社会参加を促進する。

事業目標

事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等	現状値	目標値	差
1	農福連携サポートセンターによるマッチング件数	89 件/年(R4)	250 件 (R6～8 累計)	

事業費の見積もり

区 分	R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額	
事業費(単位：千円)	0	5,074	5,074	5,074	0	
財源内訳	国 庫	0	4,566	4,566	4,566	0
	起 債	0	0	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0	0	0
	一 般 財 源	0	508	508	508	0

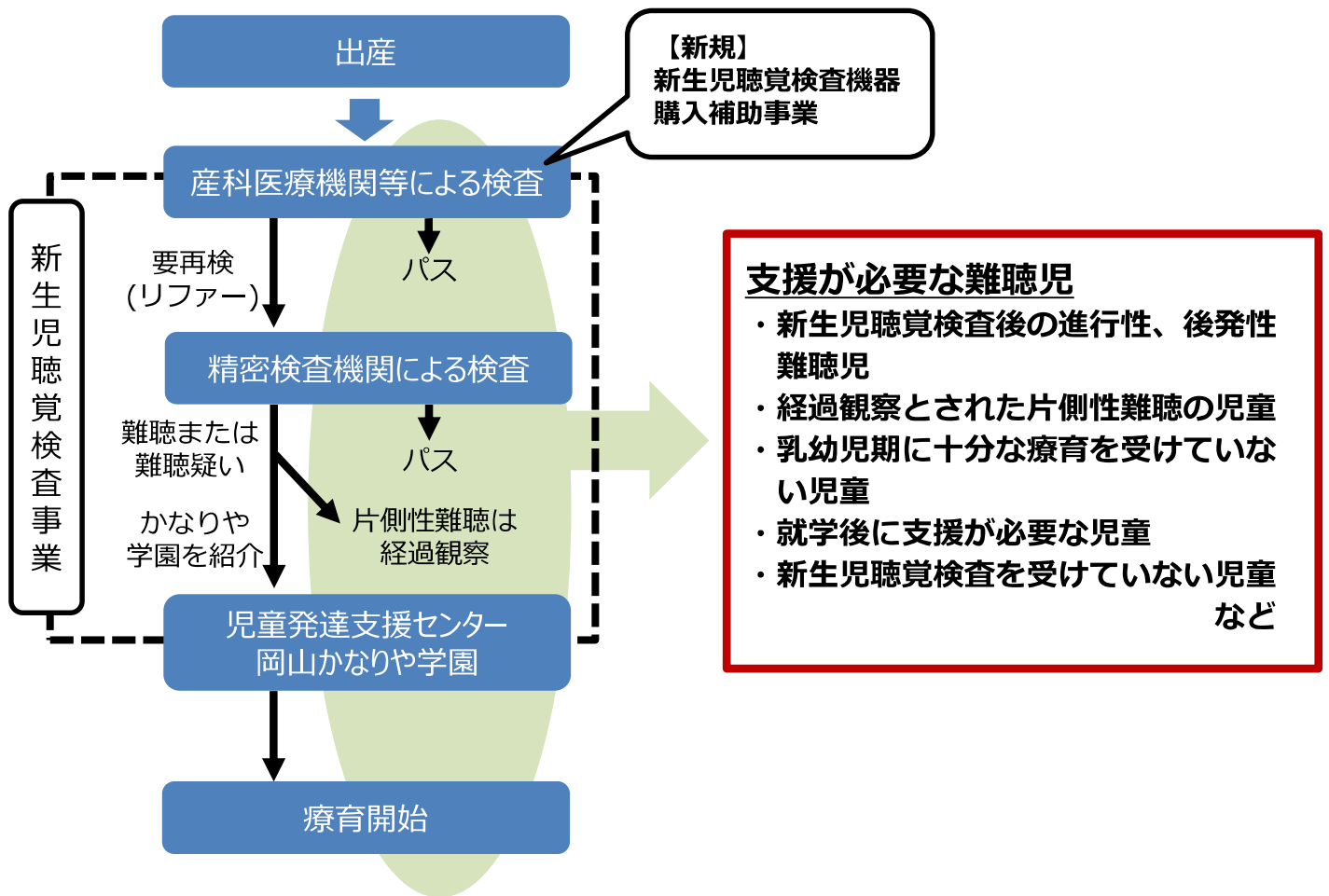
重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部障害福祉課 保健医療部健康推進課			
重点事業の名称		難聴児の早期発見と切れ目のない支援の推進			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	1 保健・医療・福祉充実プログラム 2 結婚・妊娠・出産応援プログラム			
	施策	6 重点障害のある人の自立と社会参加の促進 10 重点切れ目ない母子保健等の推進			
第2期 創生 戦略	基本目標	1 若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえる			
	対策	1 若い世代の希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）			
	政策パッケージ	1-③ 妊娠・出産の希望がかなう環境づくり／1-④ 子育て支援の充実			
終期設定(年度)		R8	予算区分	一般	事項名 障害者総合支援推進費、母子保健推進事業費
現状課題・必要性		【現状】 ・先天性難聴児は1,000人に1～2人と推定されており、難聴を早期に発見し、適切な支援を受けることで、自立した生活を送るための言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談を含む）の獲得につなげることができる。 ・本県は新生児聴覚検査体制を2001年から全国に先駆けて整備しており、検査で難聴または難聴疑いの場合は、聴覚を専門とする児童発達センターを紹介する流れができているが、再検不要と判断された場合に、新生児期以降に徐々に発現する進行性難聴等については、療育等の必要な支援につなげていない実例がある。 ・先天性難聴に加え、進行性難聴等の難聴児へ適切な対応が行われない場合、聴覚やコミュニケーションに限らず、言語発達、認知機能、教育、雇用、精神状態、対人関係等に幅広く影響を与えることをWHO（世界保健機構）が指摘している。 【課題・必要性】 ・分娩件数が年々減少する中、新生児聴覚検査機器を更新する費用が高額で医療機関の負担が大きく、耐用年数を経過した機器の更新が停滞し、聴覚検査体制の維持が危惧されるため、聴覚検査体制を整備し、言語によるコミュニケーション障害をできる限り軽減する必要がある。 ・医療、保健、福祉、教育の連携体制を構築するとともに、難聴児支援の中核機能の整備・強化を図り、難聴児とその保護者等に対し、適切な情報提供と多様な状態像に応じた切れ目のない支援を行う体制を整備する必要がある。			
事業内容		1 新規新生児聴覚検査機器購入補助事業（再掲）（保健医療部） 新生児聴覚検査の実施にあたり、検査機器を所有していない又は機器の耐用年数が経過し更新が必要な産科医療機関等を対象に、検査機器の購入費用を補助する。 （補助対象者） 聴覚検査機器を所有していない又は更新する必要がある産科医療機関等 （補助基本額） 1医療機関等当たり3,600千円 （補助率） 10/10（国1/2、県1/2） 2 新規聴覚障害児支援中核機能強化事業（3,930千円） （1）聴覚障害児に対応する協議会の開催 医療、保健、福祉、教育の有識者・関係者で構成する「岡山県聴覚障害児支援連携協議会」を開催し、関係機関の連携体制を構築するとともに、情報共有体制や支援策の検討を行う。 （2）聴覚障害児支援の関係機関との連携 聴覚を専門とする児童発達支援センターにコーディネーターを配置し、関係機関との連携強化、県内の聴覚障害児の情報集約等を行う。 （3）家族支援の実施 聴覚を専門とする児童発達支援センターにおいて、相談・助言、情報提供、他の支援機関の紹介等を行う。 （4）巡回支援の実施 聴覚障害児が通う学校、保育所、事業所等を訪問し、専門的支援を行う。			

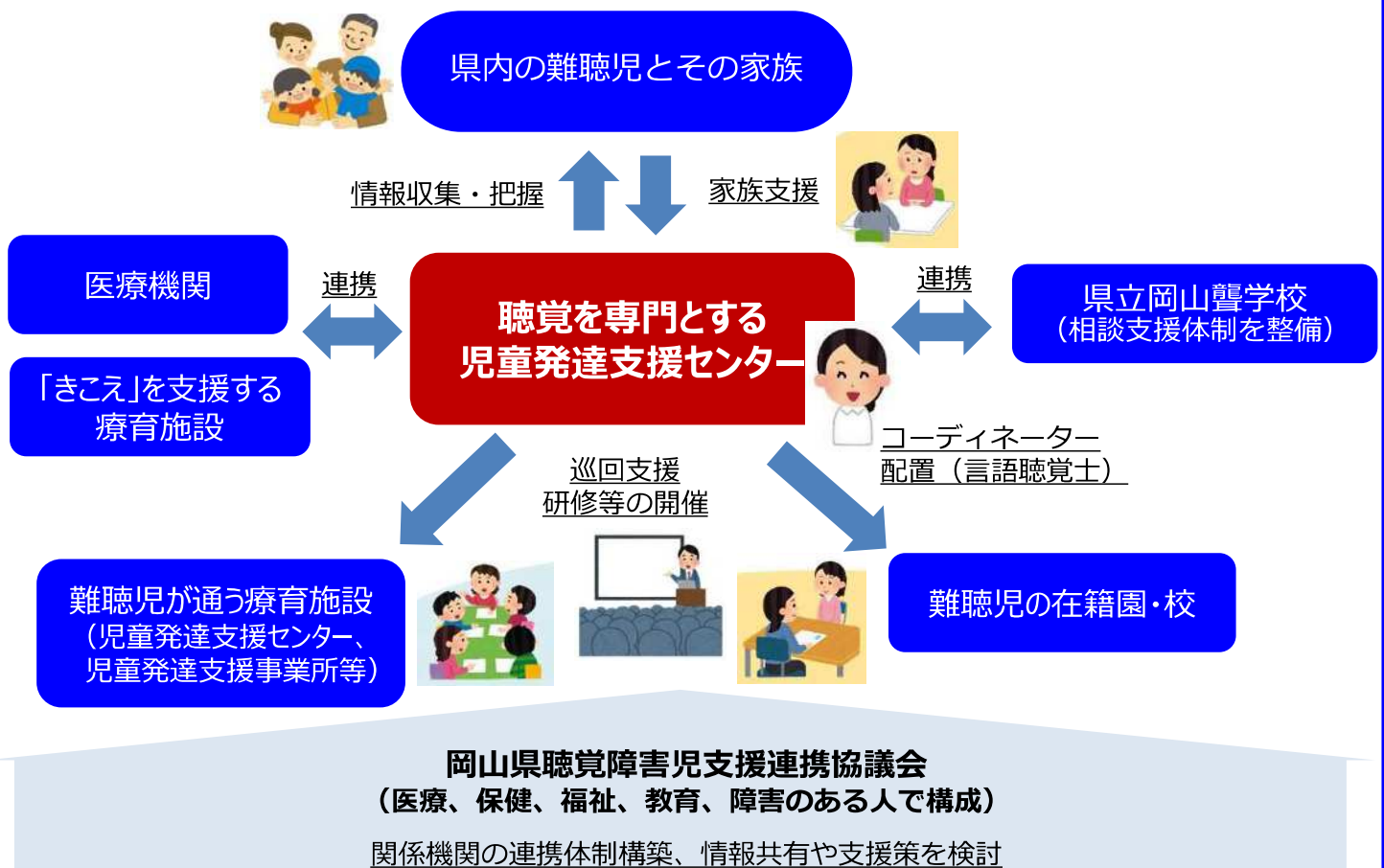
	(5) 聴覚障害児の支援に関する研修等の開催 聴覚障害児支援に関わる関係機関の職員を対象に研修会を開催する。						
事業の意図 効果等	【意図】 ・新生児聴覚検査体制や難聴児支援の中核機能の整備・強化により、県内の先天性難聴や進行性難聴等の難聴児を幅広く把握し、本人とその保護者に対して適切な情報提供と支援を行う。 【効果】 ・産科医療機関での新生児聴覚検査体制が維持され、先天性難聴児の早期発見、早期療育につながる。 ・難聴児の成長段階に応じた切れ目のない支援により、将来の自立や社会参加を促進する。						
事業目標	事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値	目標値	差
事業費の見積もり	区 分		R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額
	事業費(単位：千円)		0	3,930	3,930	3,930	0
	財源内訳	国 庫	0	3,930	3,930	3,930	0
		起 債	0	0	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0	0	0
		一 般 財 源	0	0	0	0	0

難聴児の早期発見と切れ目のない支援の推進

(令和6年度～令和8年度)



【新規】聴覚障害児支援中核機能強化事業



重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部長寿社会課			
重点事業の名称		介護生産性向上推進総合事業			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略のガラム	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施策	5 重点 福祉・介護の人材確保とサービスの質の向上			
第2期 創生 戦略	基本目標	4 地域の活力を維持する			
	対策	4 地域の持続的発展のための活力の維持			
	課題パッケージ	4-④ 医療・福祉の確保			
終期設定(年度)		R8	予算区分	一般	事項名 地域医療介護総合確保事業費(介護分)
現状 課題 必要性	【現状・課題】 - 有効求人倍率の高さから分かるように、介護職員の確保は依然として厳しい状況が続いており、本県の需給推計によると、令和7(2025)年に約1,500人が不足し、22(2040)年には約4千人の不足が見込まれている。 - 県では、介護サービス事業所等における生産性向上を進めるため、介護ロボットやICT等の導入支援事業を実施しているが、取組に広がりが見られない。				
	【必要性】 介護サービス事業所等における生産性の向上については、法令改正(令和6年4月1日施行)により、都道府県の努力義務とされるとともに、今年度策定する第9期介護保険事業支援計画への任意記載事項とされていることから、県としても、さらなる取組の推進を積極的に図る必要がある。				
事業 内容	新規介護生産性向上推進総合事業《7,714千円》 (1)介護現場革新会議の設置 介護現場における生産性向上の取組の普及を図ることを目的に、県内の介護や福祉、企業支援、雇用、教育など多様な関係者等で構成される「介護現場革新会議」を設置し、介護現場の生産性向上や人材確保の推進に向けた協議等を行った上で、介護生産性向上総合相談センターの運営方針や地域課題を解決するための対応方針等を策定する。				
	(2)介護生産性向上総合相談センターの設置 介護現場の生産性向上に関する総合窓口となる「介護生産性向上総合相談センター」を設置し、各種相談対応や助言等を行うとともに、研修会等の実施や、事業者の採用活動の支援に向けたハローワークなど関係機関との連携、有識者の派遣による伴走支援を行う。 ①生産性向上の取組に関するセミナー等の開催 介護現場の生産性向上に関する理解の促進を図るため、現場の課題把握や解決策の検討・実施、効果検証の手法など、先進的な取組事例の紹介等を行うセミナーやワークショップを開催する。 ②有識者の派遣による伴走支援 生産性向上の取組を行う事業所に専門的な知見を有する有識者を派遣し、現場の実態に応じた取組手法や職員に対する研修等の実施に関する助言等のコンサルティングのほか、取組内容等の情報共有を図るための成果報告会を行う。				
事業の 意図、 効果等	【意図】 介護生産性向上総合相談センターを設置し、介護サービス事業所等の総合的・横断的な支援を行うことにより、さらなる取組の推進を図る。				
	【効果】 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用による業務改善や効率化等を進め、職員の業務負担の軽減と介護現場の魅力向上を図ることにより、介護現場への入職等が期待できる。また、生み出された時間を介護ケアや利用者とのコミュニケーションの充実などにあて、介護サービスの質の向上を図ることにより、介護事業所はもとより運営法人の経営安定化にもつながる。				
事業 目標	事業	生き生き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値
					目標値
					差
					—
					—
					—

事業費の見積もり	区 分		R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額
	事業費(単位：千円)		0	7,714	7,714	7,714	—
	財源内訳	国 庫	0	0	0	0	—
		起 債	0	0	0	0	—
		その他特定財源	0	7,714	7,714	7,714	—
		一 般 財 源	0	0	0	0	—

介護生産性向上推進総合事業

介護現場における課題

- 生産年齢人口の減少に伴い、**介護人材の確保が困難**となっている
- 業務の性質上、身体的負担が大きく、夜勤があるなど、**労働環境が厳しい**
- 日々の業務に追われ、**業務改善に着手できない**
- 採用した人材を**教育する体制や時間が確保できない**

課題解決に向けた取組

介護現場における生産性向上

テクノロジーの活用

<具体策>

- 介護ロボット・ICTの導入
- 記録・報告様式のデジタル化
- 介護職員の専門性の向上
- 介護職と介護助手の役割分担

業務改善・効率化等 (介護現場のマネジメント構築)

- 職場環境の整備
- 業務手順書の作成
- チーム意識の醸成
- 理念・行動指針の徹底
- インカムによるタイムリーな情報共有
- OJTの仕組みづくり
- キャリア・技能に応じた給与制度など

職員の負担軽減

介護ロボット・ICT等のテクノロジーを活用しつつ、業務改善・効率化等に取り組み、職員の負担軽減を図ります。

直接的な介護ケアの充実

生み出された時間を介護人材の育成や職員が利用者と接する時間の増加に充てることで、直接的な介護ケアを充実させます。

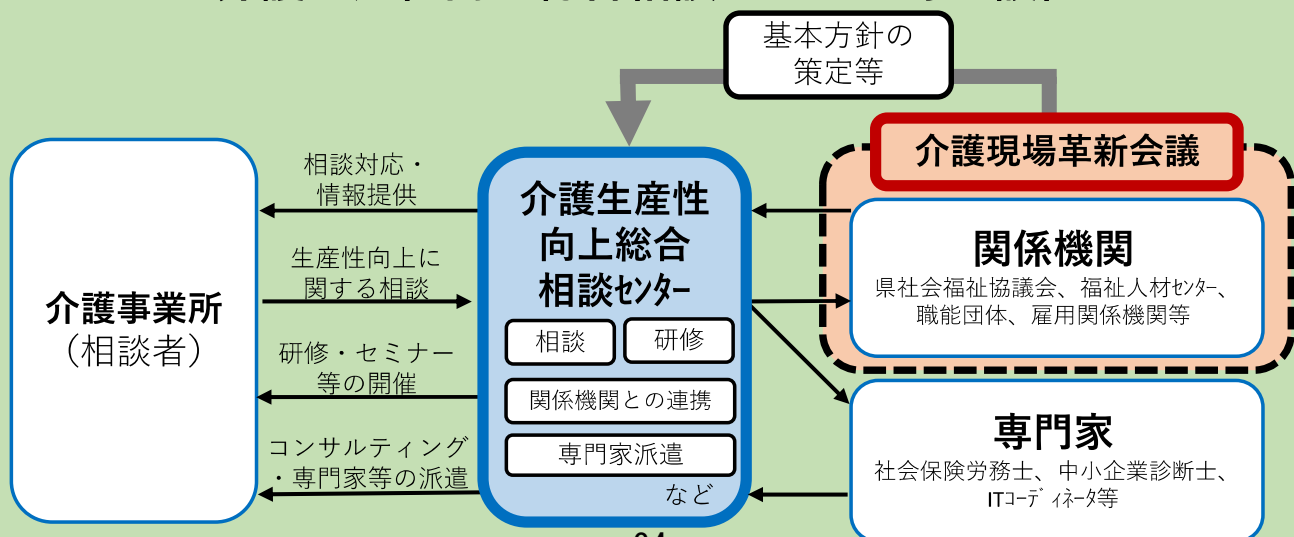
**働く人のモチベーションの向上
楽しい職場・働きやすい職場づくり**

**介護サービスの
質の向上**

**人材の
定着・確保**

事業の推進体制

介護生産性向上総合相談センター等の設置



重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		保健医療部医療推進課、健康推進課			
重点事業の名称		おかやママ安心サポート事業			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略のガラム	2 結婚・妊娠・出産応援プログラム			
	施策	3 重点切れ目ない母子保健等の推進			
第2期 創生 戦略	基本目標	1 若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえる			
	対策	1 若い世代の希望をかなえる少子化対策の推進(自然減対策)			
	課題パッケージ	1-③ 妊娠・出産の希望がかなう環境づくり			
終期設定(年度)	R8	予算区分	一般	事項名	医師確保・医療体制整備事業費、地域医療介護総合確保事業費(医療分)、母子保健対策費、母子保健事業推進費
現状 課題 必要性	【現状】 - 本県の令和4(2022)年の合計特殊出生率は1.39(概数)で、引き続き減少傾向にあり、妊娠・出産、子育てを通じ、母子を支える総合的な対策が求められている。また、次期保健医療計画を成育基本法に基づく計画としても位置づけ、母子に対する切れ目のない支援体制の構築を目指している。 - 少子化や人材不足により、産科医療機関の閉鎖が相次ぐなど、安心して妊娠・出産するために不可欠な医療提供体制に重大な懸念が生じており、加えて、令和6(2024)年4月からの医師の働き方改革に対応する小児・周産期医療の提供体制の整備も不可欠となっている。 - 国の骨太の方針に少子化対策・こども政策の抜本強化として、産後ケアの人材育成や新生児聴覚検査など母子保健対策の推進が明記されている。 - 心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、国が令和5(2023)年度から対象者を拡大したことから、利用需要が増加している。また、先天性難聴児は1,000人に1～2人と推定されており、本県は新生児聴覚検査体制を平成13(2001)年から全国に先駆けて整備してきたところである。				
	【課題・必要性】 - 妊娠・出産、子育ての過程では、母子が置かれた身体的、経済的、社会的状況に応じ、多面的なサポートが必要となるため、医療・母子保健、福祉等の関係者が垣根を越えて協働し、様々なハンデを持つ人を含め、母子に対する切れ目のない支援体制を構築し、不安を解消することで、子どもを持つことへの前向きな機運を高める必要がある。 - 分娩数の減少や人材不足により、妊婦健診から分娩、産後ケアまで一人の医師が対応する医療提供モデルが破綻しつつあるなど、今後の妊娠・出産に不安が生じているため、医師の働き方改革にも対応しつつ、施設間の機能分化・連携、助産師等へのタスクシフト/シェア等により、限りある医療資源を有効に活用した新たな協働モデル構築が急務であり、その実現には、関係者による協議、調整の場と、インセンティブが必要である。 - 産後ケア事業を受託する産科医療機関等の偏在のほか、サービス提供体制が不足する中、県には広域的な対応など市町村に対する支援が求められているが、産科医療機関の状況やサービス内容等の差異など実態把握ができていないため、市町村が抱える課題等を把握、分析し、広域的な視点で県が取り組むべき対策の検討を行う必要がある。 - 分娩件数が年々減少する中、新生児聴覚検査機器の更新費用が高額で医療機関の負担が大きく、耐用年数を経過した機器の更新が停滞し、聴覚検査体制の維持が危惧されるため、聴覚検査体制を整備し、言語によるコミュニケーション障害をできる限り軽減する必要がある。 - 休日夜間の小児救急に対応できる医療機関が限られ、軽症者を含めた患者の集中により、小児救急医療の現場が逼迫しているため、小児救急電話相談(※8000)のさらなる活用促進や保護者への応急処置等の基礎知識普及等を通じ、家庭の看護力を高めることで、保護者の不安を和らげるとともに、小児救急医療の適正利用を促す必要がある。				

事業内容

おかやまママ安心サポート事業《88,020千円》

1新規おかやまママ安心サポート協議会運営事業《487千円》

医療・母子保健、福祉に携わる医療、行政（県、市町村）関係者、有識者等で構成する県単位の協議会を創設し、相互の情報共有、事業連携、PDCA サイクルでの課題改善に取り組む。

2新規少子化社会に対応する妊娠・出産・子育て地域モデル構築事業《11,834千円》

周産期医療の希薄化が懸念される二次保健医療圏の中から、取組意欲のある地域を選定し、医療、行政等関係者による地域協議会を設け、妊娠、出産、産後ケアまでを見通した最適な分娩、健診機能の分化・連携の仕組みづくりや、助産師等へのタスクシフト／シェアの推進、産科医療機関の開院等に伴う母子の医療機関へのアクセス等の課題改善に取り組む。

また、医師の働き方改革に対応する院内助産・助産師外来施設の整備や、円滑な機能分化を進めるための遠隔診療・相談体制を整備する医療機関等を支援する。

（補助対象者）医療機関等（補助内容）施設整備、助産師雇用等に係る経費補助（補助率）1/2

3新規産後ケア事業の実態調査事業《2,908千円》

産後ケア事業について、県内産婦のニーズ、産科医療機関等の受け入れ体制、市町村の実施状況等の実態を把握するため調査・分析を行う。

調査結果をもとに保健所・支所単位で地域における課題解決を図るため、産後ケア事業地域連携会議を開催する。また、県全体に係る課題は、おかやまママ安心サポート協議会で協議するとともに、保健師や助産師等の専門職を対象に課題解決のための研修会を開催する。

4新規新生児聴覚検査機器購入補助事業《46,903千円》

新生児聴覚検査の実施にあたり、検査機器を所有していない又は機器の耐用年数が経過し更新が必要な産科医療機関等を対象に、検査機器の購入費用を補助する。

（補助対象者）聴覚検査機器を所有していない又は更新する必要がある産科医療機関等

（補助基本額）1医療機関等当たり3,600千円（補助率）10/10（国1/2、県1/2）

5小児救急電話相談（#8000）及び家庭の看護力強化事業《25,888千円》

民間事業者に委託し、休日夜間の子どもの体調急変等への対応についての電話相談を受け、医療機関受診の必要性等についてアドバイスを行う。また、医療関係者と連携し、#8000や子どもの救急に関する情報サイトの活用を推進するとともに、地域での出前講座開催等を通じ、家庭の看護力を強化する。

事業の意図・効果等

【意図】

・医療、母子保健、福祉等の関係者が協働し、保健医療の諸課題の改善に取り組み、妊娠・出産、子育てを「オールおかやま」で支える仕組みを整備することにより、安心して産み育てられる魅力ある地域づくりを進める。

【効果】

・地域の実情に応じた持続的な妊娠・分娩、母子保健等のセーフティネットが整備される。

・各市町村での産後ケアのニーズと提供体制に応じた効果的で効率的な事業実施につなげることで、利用者が増加し、産後ケアが広く行き届く。

・産科医療機関での新生児聴覚検査体制が維持され、先天性難聴児の早期発見、早期療育につながる。

・家庭の看護力が高まり、子どもの急病時の不安、小児救急現場の逼迫が緩和される。

・上記を通じ、子どもを産み育てることについて前向きに考えられる機運が高まる。

事業目標

事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等	現状値	目標値	差
1～5	生き活き 合計特殊出生率	1.47 (R2)	1.52 (R6)	0.05
1～5	生き活き 妊娠・出産について満足している母親の割合	83.9 (R1)	85.0 (R6)	1.1

事業費の見積もり

区 分	R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額
事業費(単位：千円)	25,888	88,020	89,584	88,750	
財源内訳	国 庫	0	24,141	20,234	
	起 債	0	0	0	
	その他特定財源	25,888	30,888	40,888	
	一 般 財 源	0	32,991	28,462	

おかやママ安心サポート事業 ～ 妊娠から子どもの成育期を支える保健医療の充実 ～

課 題

不安感

- 少子化や医師の働き方改革等により、地域によって従来の小児・周産期医療の提供体制が維持できなくなりつつある（医療資源の地域偏在・不足）
- 産前産後のメンタルヘルスケアなど多面的なサポートが必要
- 保健・医療・福祉分野の情報が散在し、母子が必要とする情報や支援が行き届かない

↓ 安心して産み育てる **環境** の整備が不可欠

ママに安心を届ける新たな取組

限りある保健医療資源を有効に活用した新たな協働モデル構築

- ライフステージごとの保健医療等を支える関係者で県協議会を創設
→ 情報・課題の共有、連携、改善策の検討・検証
- 周産期医療提供体制のモデル構築を含め、ライフステージごとの課題を改善

分野をまたぐ
課題の改善

おかやママ安心サポート県協議会 【487（一財487）千円】

安心して出産
できる地域体制

妊娠

妊娠～出産

◎安心・安全な妊娠・出産を支える産前産後のトータルケア

- ・ 産科医の偏在、分娩施設の廃業等に対応する持続的な**周産期医療提供体制のあり方の検討**
- ・ **妊産婦のメンタルヘルスや分娩前の十分な情報提供**など安心して出産できる環境づくりの推進
- ・ 産後を支える市町村**産後ケア事業**の課題改善に向けた**実態調査、分析** 【2,908（一財2,218）千円】

出産

出産～育児

◎子どもの健やかな成育のための予防活動（難聴児の早期発見・早期療育）

- ・ 難聴児の早期発見・早期療育促進のための**新生児聴覚検査機器の補助**
【46,903（一財23,452）千円】

パパにも知ってほしい

育児～

◎家庭の看護力強化、子どもの急病の不安緩和 ※継続 【25,888千円】

- ・ 出前講座等による子どもの急な発熱やけが時の**応急処置等の知識の普及**
- ・ 小児科医と連携した**#8000**（小児救急電話相談）の**周知拡大**を通じた、パパ・ママの不安緩和、適正な救急医療の利用促進

成人

少子化社会に対応する地域モデル構築（二次保健医療圏など）

【11,834（一財6,834）千円】

- ・ 保健所、市町村及び医療関係者等による地域協議会の設置
- ・ 健診、分娩機能の分化・連携、遠隔診療
- ・ 助産師外来や院内助産等、助産師機能の活用拡大、タスクシフト/シェアの推進
- ・ 各種相談窓口の連携、ワンストップ化等により地域で支える体制を整備

好事例を横展開



◎ライフステージごとの保健医療の諸課題を
オールおかやまで突破！！



重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		保健医療部健康推進課			
重点事業の名称		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業			
第 3 次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施策	11 <u>推進</u> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
第2期 創生 戦略	基本目標				
	対策				
	政策パッケージ				
終期設定(年度)	R8	予算区分	一般	事項名	心の健康支援事業費
現状、課題、必要性		【現状】 - 令和4年の精神保健福祉法改正により、精神科病院入院患者の権利擁護の観点から、新たに患者の孤独感の緩和や日常の困りごと等の解消のための第三者の訪問による傾聴や相談を行う取組が令和6年度から法定化され、県にも当該事業の実施が求められている。 - 県は、地域で誰もが安心して暮らせる社会を目指して、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるために、精神障害者の地域移行・地域定着支援や、未治療者や治療中断者を必要な医療に繋げる取組等を進めている。 - 児童思春期精神科医療などの専門医療の提供体制に地域による偏りがあり、適切な医療受診の機会が確保されにくい現状が見受けられる。			
		【課題】 - 精神疾患の有無に関わらず、心に悩みを抱える人が必要な時（特に夜間）に相談できる窓口が不足している。 - 精神障害に対する偏見などにより、住居が確保できないなど、精神障害者にとって身近な地域での生活が困難な状況がある。 - 地域移行・地域定着の推進には、精神障害者が地域で生活しながら適切な医療が受けられるための方策が求められている。 - 適切な医療受診の機会が確保されるよう、身近な地域で必要な専門医療が受診できる体制整備に向けた取組が必要である。			
		【必要性】 - 入院患者の権利擁護を推進する必要があることから、県としても法定化された新たな事業に取り組む必要がある。 - 心に悩みを抱える人の不安軽減を図るため、専門職による24時間体制の電話相談窓口を設置する必要がある。 - 地域移行・地域定着を進めるには、精神障害に対する正しい知識の普及と理解の促進とともに、精神障害者が生活するための“住まい”の確保に向けた取組を推進する必要がある。 - 精神障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するためにも、未治療者や治療中断者などを適切な医療に繋げる取組の推進が必要である。 - 医療機関同士の連携の在り方なども含め、専門医療の提供体制の均てん化に向けた取組が必要である。 - 精神障害者が地域で暮らしながら、適切な医療が受けられるためには、医療費の負担軽減策も必要である。			

1 新規病気や障害があっても地域で生活できる施策の展開《 1,902 千円 》**早期退院促進事業《 1,902 千円 》**

入院患者の孤独感の緩和や日常の困りごと等の解消のため、本人の希望により第三者による相談支援を実施し、患者の権利擁護の推進とともに、円滑な治療を促すことにより患者の早期退院に繋げる。

2 拡充様々な相談窓口の設置《 12,228 千円 》**(1) 精神保健相談支援事業《 10,536 千円 》**

心に悩みを抱える人がいつでも相談できるよう 24 時間の電話相談窓口を設置するとともに、自死遺族や自殺未遂者等特に支援を必要とする者に対する相談支援を行う。

(2) 自殺予防普及啓発事業《 1,692 千円 》

自殺に対する正しい理解の促進を図るとともに、身近な人の悩みのサインに気づき、必要に応じて専門家につなぎ、見守ることのできる人材（ゲートキーパー）の養成を行う。

3 拡充住まいの確保《 472 千円 》**入院患者等社会復帰促進事業《 472 千円 》**

精神科病院入院患者の社会復帰促進のため、居住支援法人が医療機関との連携により住居確保の支援を行い、住居確保が実現した場合に定額を支援する。

（補助対象者） 居住支援法人

（補助内容） 居住支援法人が医療機関との連携のもと行う当該精神障害者の住居確保に向けた取組への財政支援

（補助率） 50 千円（1 件あたり：定額）

また、物件を所有する不動産関連事業者を対象としたセミナーを新たに実施し、精神障害に対する正しい知識の普及と理解の促進を図り、住居の確保につなげる。

4 地域における医療の提供《 38,014 千円 》**(1) 拡充全世代型アウトリーチ事業《 31,078 千円 》**

未治療者や治療中断者など自ら専門機関に相談できない者に対して、医師や保健師、精神保健福祉士等の専門職で構成される多職種チームによる訪問支援を実施し、必要な医療の受診・治療につなげることにより、重症化を予防し、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

また、昨今の子ども・若者の自殺者数が大幅に増加している現状を踏まえ、多職種の専門家で構成される「子ども・若者アウトリーチチーム」を新たに設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるなど市町村等では対応が困難な事例に対する早期介入や助言等を行う。

(2) 新規専門医療提供体制均てん化検討事業《 272 千円 》 終期：R6

児童思春期精神科医療や従来の治療では効果が乏しい難治性精神疾患治療などの専門医療の適切な受診機会の確保に向けて、医療機関同士の連携の在り方なども含め、具体的な取組について調査検討を進める。

(3) 新規医療費助成システム改修事業《 6,664 千円 》 終期：R6

精神障害のある人が、身近な地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくりの一方策として医療費助成を実施することとし、令和 6 年度は必要なシステム改修を行う。

<概要>

①主な内容 現行の「県心身障害者医療費公費負担制度」に精神障害者の枠組みを追加する。

・精神障害者の一般科への通院及び入院を 1 割負担とする。（現在は 3 割負担）

・精神障害者の精神科への入院を 1 割負担とする。（現在は 3 割負担）

※ 精神科への通院は、既に「自立支援医療（精神通院）」制度で 1 割負担となっている。

・精神科への入院費用の助成対象期間は 3 か月までとする。

②対象者 「精神障害者保健福祉手帳（1 級）」と「自立支援医療（精神通院）受給者証」の両方の所持者

③実施時期 令和 7 年 4 月（予定）

事業の意図、効果等	【意図】 ・「入院中心から地域生活中心へ」との国の方向性を踏まえ、精神科病院入院患者の早期退院による地域移行・地域定着に向けた様々な施策に取り組むことで、医療や行政、福祉等の関係機関・団体の連携による重層的な支援体制（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）を構築し、もって精神障害者が身近な地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指す。						
	【効果】 ・本事業による退院後１年以内の地域生活における平均生活日数の増加 ＜現状：320 日（H31 年度）→ 目標：325.3 日（R8 年度・国の目標と同じ。）＞						
	【根拠：障害者福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（R5. 5. 19 大臣告示）】						
事業目標	事業		生き活き指標、重要業績評価指標（KPI） 等		現状値	目標値	差
	2(1)、(2)		自殺死亡率（人口 10 万人対）		15.9 (R4)	13.0 (R7)	2.9
事業費の見積もり	区 分		R5 予算額	R6 予算額	R7 見込額	R8 見込額	R9 以降見込額
	事業費（単位：千円）		31,362	52,616	45,680	45,680	
	財源内訳	国 庫	15,337	23,678	23,678	23,678	
		起 債					
		その他特定財源	1,827	3,491	3,491	3,491	
		一 般 財 源	14,198	25,447	18,511	18,511	

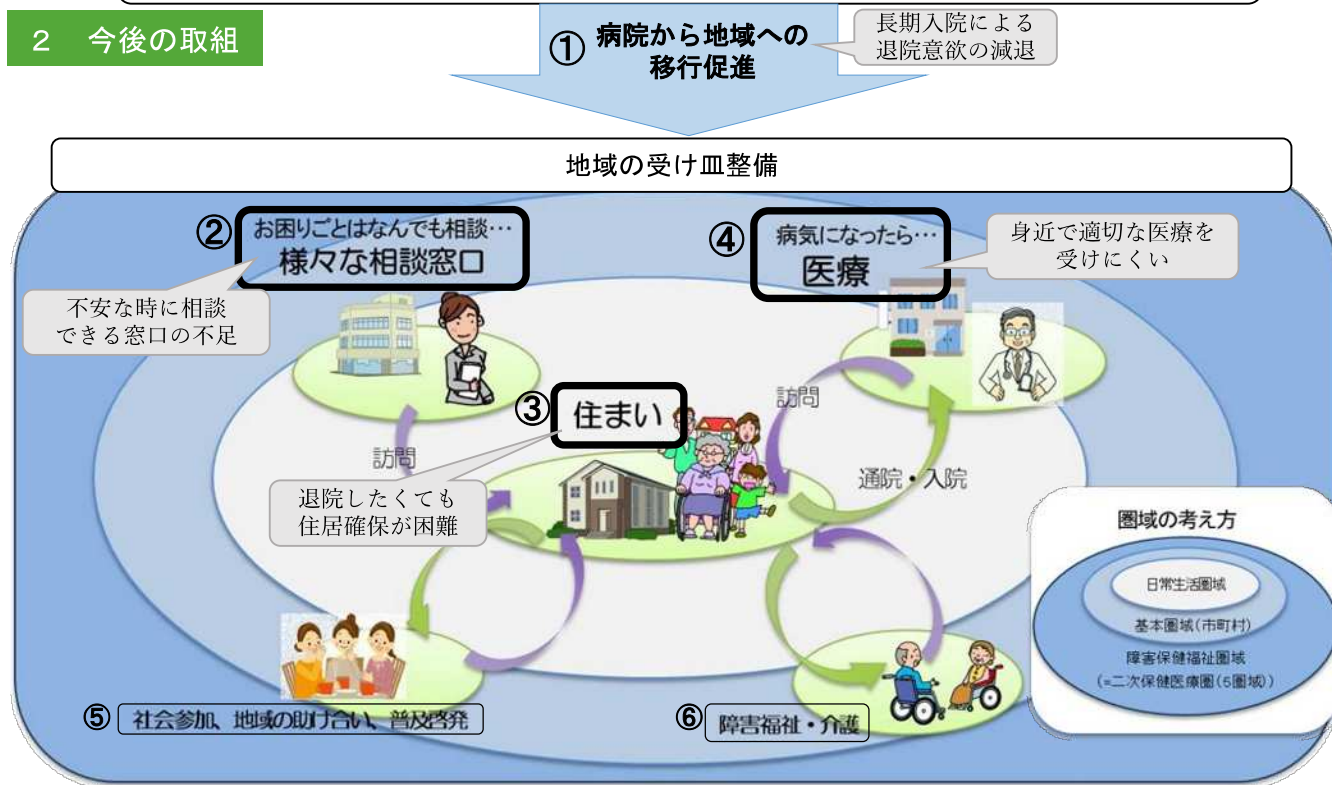
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

1 方向性

現状：入院の長期化、退院しても適切な支援を受けられず地域での生活が困難
目標：誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らしていける仕組みづくり



2 今後の取組



※「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築（イメージ）（厚生労働省HP）を参考に健康推進課作成

①病気や障害があっても地域で生活できる施策の展開（新規）【1,902（一財951）千円】

- ・入院患者の不安等を傾聴することで円滑な治療を促し、早期退院に繋げる入院者訪問支援員による患者訪問の実施

②様々な相談窓口の設置（拡充）【12,228（一財4,062）千円】

- ・“いつでも”相談できる窓口の設置と相談員の養成

③住まいの確保（拡充）【472（一財472）千円】

- ・“住まい”の確保に取組む団体への助成、不動産事業者に対する研修会の開催

④地域における医療の提供（新規・拡充）【38,014（一財19,962）千円】

- ・未治療者等を医療に繋げるため、専門チームによる訪問活動の実施【31,078（一財13,026）千円】
- ・専門医療等の医療提供体制の均てん化に向けた調査検討【272（一財272）千円】
- ・身近な地域で自分らしく暮らすための一方策である、医療費助成実施に向けたシステム改修

【6,664（一財6,664）千円】

<医療費助成制度の概要>

ア 主な内容 現行の「県心身障害者医療費公費負担制度」に精神障害者の枠組みを追加する。

- ・精神障害者の一般科への通院及び入院を1割負担とする。（現在は3割負担）
- ・精神障害者の精神科への入院を1割負担とする。（現在は3割負担）
※精神科への通院は、既に「自立支援医療（精神通院）」制度で1割負担となっている。
- ・精神科への入院費用の助成対象期間は3か月までとする。

イ 対象者 「精神障害者保健福祉手帳(1級)」と「自立支援医療(精神通院)受給者証」の両方の所持者

ウ 実施時期 令和7年4月(予定)

⑤社会参加・地域の助け合い・普及啓発（既存事業にて対応）

⑥障害福祉・介護（既存事業にて対応）